

あなたとあなたのご家族にとって  
大切な制度のご案内です  
必ず内容をご確認ください

# グループ共済

以下の点を必ずご確認ください!!

※発足2年目!

Point 1

遺児育英年金制度が導入されています!  
(対象制度: グループ共済)

⇒「グループ共済」に新設された「遺児育英年金制度」を付加することで、遺されたお子さまの教育資金の準備ができるようになります。

Point 2

「グループ共済(生命保険部分)」に  
Zコース(保険金最低ランク100万円コース)が  
新設されます

Point 3

長期療養収入補償制度の補償対象期間が  
60歳から65歳に延長されます。  
そのため保険料も変更となりますので、  
ご確認をお願いいたします。



2022年度  
「グループ共済」  
配当率

約 41.0%

- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- ・配当金は学校生協の利用金額と相殺してお返しいたします。
- ・グループ共済(生命保険部分)と医療保障保険は、別々に収支計算を行います。
- ・グループ共済(生命保険部分)と医療保障保険以外の商品に配当金はありません。

重要

期間途中における内容変更  
(脱退等)は原則受付できませんので、お手続き漏れが無いように必ず内容をご確認ください。また、今年度につきましては、2種類の申込書のご提出をお願いいたします。



【注意喚起情報】・【契約概要】はP3~6に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

※グループ共済についてはP7・8をご覧ください。

申込締切日

2023年8月25日(金)

責任開始期  
(加入日)

商品ごとに異なります。  
「はじめに」のページをご覧ください。

- ※保険期間中の脱退は、原則死亡または退職時のみのお取扱いとなります。
- ※退職後の保障については、2024年2月頃該当ご加入者へ個別にご案内いたします。
- ※変更手続きがない場合は、昨年と同内容で自動継続となります。

【契約者】 広島県学校生活協同組合

【制度内容、ご請求に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル

0120-64-3312

# ① はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。  
商品の保障内容については、各商品のページをご確認ください。

商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方		
		本人	配偶者	子ども
<b>死亡 高度障害</b> <b>グループ共済</b> 年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付子ども特約付 ことも災害保障特約付団体定期保険【生命保険】 責任開始期(加入日): 2024年1月1日(月)	◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎不慮の事故による死亡・高度障害のときは、上乗せして保障します。 ◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合)	ご加入いただける方についてはP21をご確認ください。		
<b>傷害</b> <b>グループ共済 傷害給付</b> 天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付 普通傷害保険【損害保険】 責任開始期(加入日): 2024年1月1日(月)	◎急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。	当生協の組合員(再任用含む)で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方) <sup>注●</sup> ※グループ共済への加入が必要です。	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方) <sup>注●</sup>	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 <sup>注★注●</sup>
<b>入院</b> <b>医療保障保険</b> 短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】 責任開始期(加入日): 2024年1月1日(月)	◎病気やケガによる入院を保障します。 ◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合)	当生協の組合員(再任用含む)で、15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 ※グループ共済への加入が必要です。	15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方	22歳6カ月までの方 <sup>注★</sup>
<b>入院 手術</b> <b>医療費支援制度</b> 家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付 無配当団体医療保険【生命保険】 責任開始期(加入日): 2024年1月1日(月)	◎病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。	当生協の組合員(再任用含む)で、15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方) ※グループ共済への加入が必要です。	15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)	22歳6カ月までの方 <sup>注★</sup>
<b>健康</b> <b>健康づくりサポート</b> 健康づくりサポート	◎健康増進に役立つ情報を提供します。 ◎楽しいオリジナルメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。	ご加入いただける方についてはP33をご覧ください。		
<b>特定疾病等</b> <b>重病克服支援制度</b> 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、 代理請求特約【Y】付集団無配当特定疾病保障定期保険(II型)【生命保険】 責任開始期(加入日): 2024年2月1日(木)	◎7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ◎余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニース特約) ※特約の付加により保障内容が異なります。	当生協の組合員(再任用含む)で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) ※グループ共済への加入が必要です。	15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
<b>休職</b> <b>短期療養給付</b> 天災補償特約付所得補償保険【損害保険】 責任開始期(加入日): 2024年1月1日(月)	◎病気やケガによる療養時の所得を補償します。 ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。 ◎保険期間中に就業不能が発生しなかった場合、保険料の20%を返れいします。	当生協の組合員(再任用含む)で、16歳以上64歳以下の方 ※グループ共済への加入が必要です。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
<b>長期休職</b> <b>長期療養収入補償制度</b> 精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】 責任開始期(加入日): 2024年1月1日(月)	◎病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。 ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。	当生協の組合員(再任用含む)で、16歳以上64歳以下の方 ※グループ共済への加入が必要です。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
<b>傷害・日常生活上のリスク</b> <b>リビングガード</b> 天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付 普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】 責任開始期(加入日): 2024年1月1日(月)	◎急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。 ◎日常生活における様々なリスクに対応します。	当生協の組合員(再任用含む)で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方 <sup>注●</sup> ※グループ共済への加入が必要です。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)

**【その他ご加入にあたっての注意事項】**

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合は、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。  
 注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。  
 注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。  
 オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●退職後の取り扱いについては、P.56~P.57をご参照ください。

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。  
 保険金や給付金をお支払いできないことがあります。特にご確認ください。  
 P.5 表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。

◎見出しについて  
 本パンフレットは全ページを通して、右部にコンテンツマップをご用意しています。  
 制度の全体像やご覧になられている項目の確認などにご利用ください。

**はじめに**  
 本制度の特長と本パンフレットについての説明

**注意喚起情報・契約概要**  
 重要です  
 必ずお読みください

**契約概要・注意喚起情報(グループ共済)**  
 重要です  
 必ずお読みください

**グループ共済**  
 ポイントと、保障内容の説明

**グループ共済 傷害給付**  
 ポイントと、保障内容の説明

**医療保障保険**  
 ポイントと、保障内容の説明

**医療費支援制度**  
 ポイントと、保障内容の説明

**健康づくりサポート**

**重病克服支援制度**  
 ポイントと、保障内容の説明

**短期療養給付**  
 ポイントと、保障内容の説明

**長期療養収入補償制度**  
 ポイントと、保障内容の説明

**リビングガード**  
 ポイントと、保障内容の説明

**ご注意いただきたいこと**  
 お申し込みの際に、充分にご確認  
 いただきたい内容について

**重病克服支援制度の年金受取について**

**各制度の退職後の取り扱いについて**

**申込書記入例**

**! ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。**  
**申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。** P.4

## ② 注意喚起情報・契約概要

ここではグループ共済 傷害給付・リビングガード・医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度・短期療養給付・長期療養収入補償制度について記載しております。

グループ共済についてはP.7-8をご覧ください。

### 注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

## 1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

！ 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

### 高度障害保険金の事例

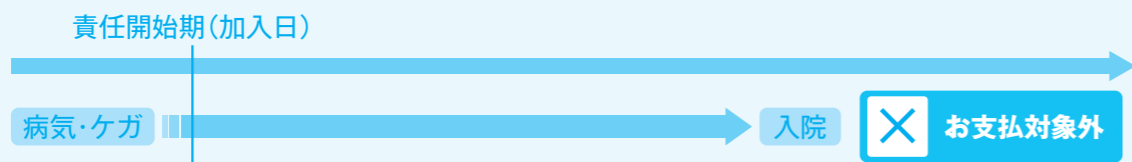
#### 約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

### 入院給付金(保険金)の事例

#### 責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

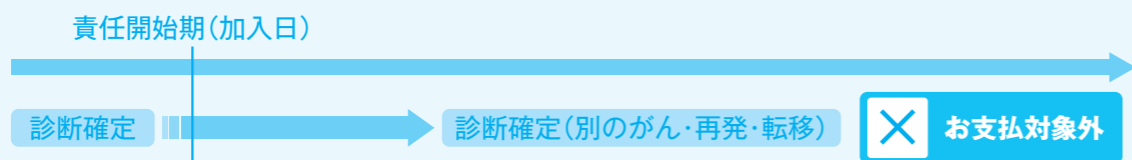
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



### 特定疾病保険金の事例

#### 生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



### 解除・免責

#### 告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
  - ・ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
  - ・ 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 P.45

### 補償の重複について (損害保険)

既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。 P.52

## 2 告知内容について



- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

### ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細につきましては「はじめに」P.1をご覧ください。

【医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度・長期療養収入補償制度】Step1・2へお進みください。

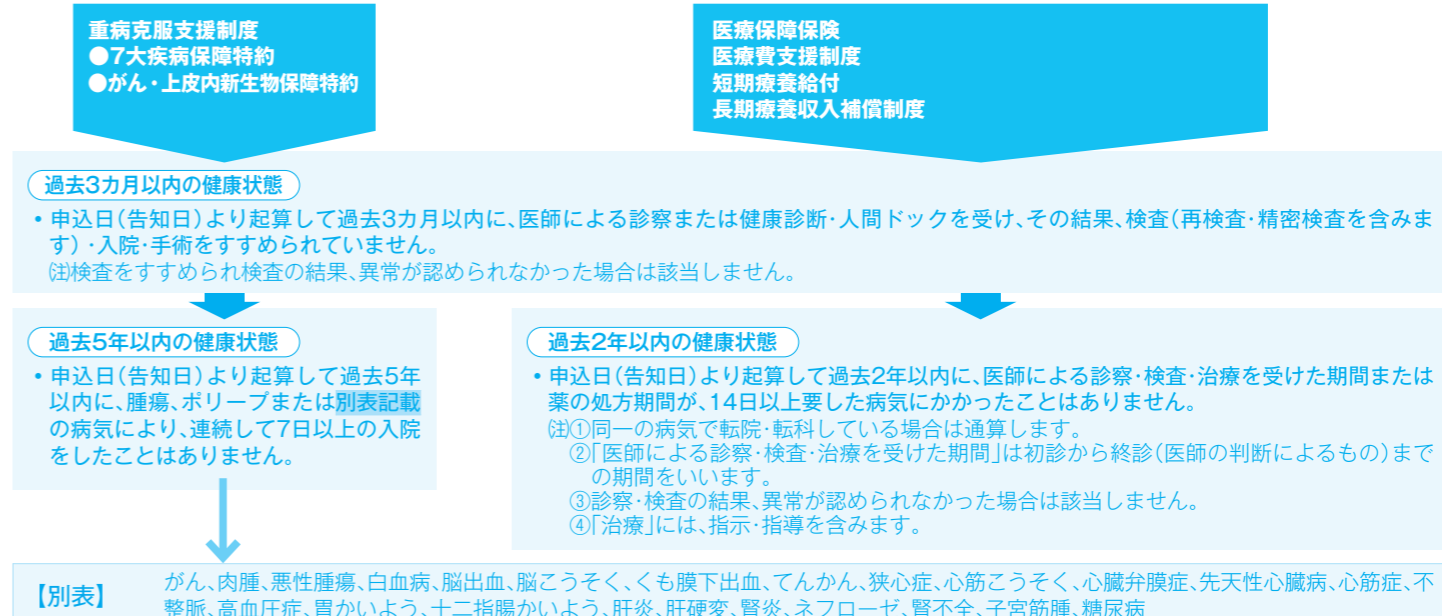
【短期療養給付】Step1・2へお進みください。なお、職業・職務に関する告知もありますので、申込書でご確認ください。

【グループ共済 傷害給付・リビングガード】就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

### Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態・健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。



### Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。



重病克服支援制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

**現在までの健康状態** ● 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

#### <医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度の場合>

● 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

#### <重病克服支援制度の場合>

● 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

### 告知内容に関するお問い合わせ (生命保険・損害保険 共通)

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

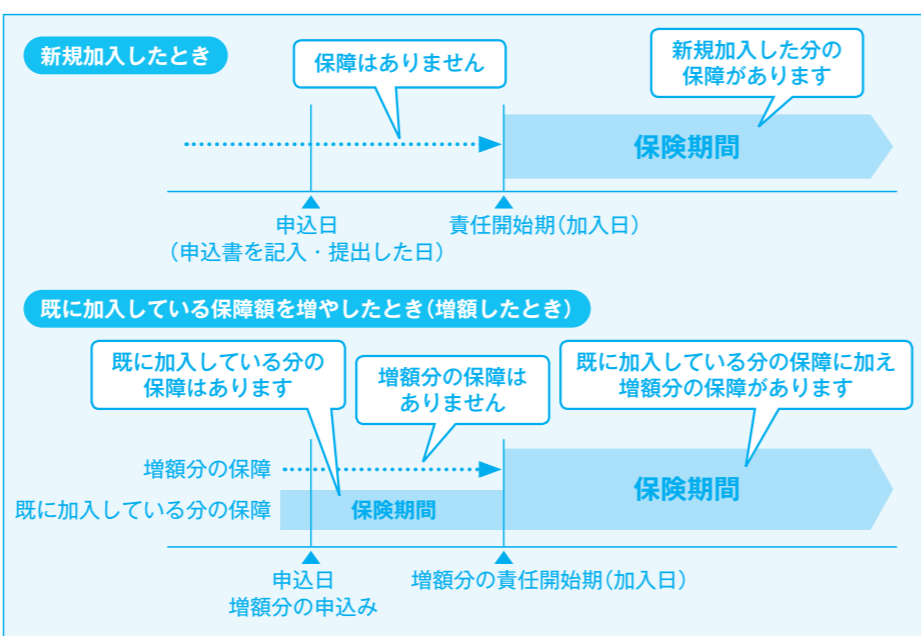
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

### 3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点（責任開始期（加入日））といい、右記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。

なお、この保険の責任開始期（加入日）は、「はじめに」に記載しています。

高度障害保険金、給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



#### <医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度の場合>

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、「はじめに」に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### 4 保険金・給付金の請求について

◎保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

◎被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。

◎死亡保険金（給付金）受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

### 5 その他の注意事項

#### ◎お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

#### ◎ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関  
この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会（生命保険）・一般社団法人日本損害保険協会（損害保険）です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構  
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（生命保険）・損害保険契約者保護機構（損害保険）に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.53**

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 **P.4**

## 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

### 1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

### 2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）や保険料

◎主な保障内容  
保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ共済 傷害給付	P.25	医療保障保険	P.27	医療費支援制度	P.29	重病克服支援制度	P.35
短期療養給付	P.39	長期療養収入補償制度	P.41	リビングガード	P.43		

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

#### ◎保険料【控除方法】

毎月の給与から控除します（初回は1月分給与より）  
ボーナス時保険料（グループ共済）は、年2回の賞与（12月と6月）より控除します（初回のボーナス時保険料は12月分給与より控除します）

### 3 配当金

◎配当金の対象となる商品（下記以外の保険は無配当保険ですので、配当金はありません。）

医療保障保険
--------

医療保障保険は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

### 4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

### 5 引受保険会社

[医療保障保険] [医療費支援制度] [重病克服支援制度] 明治安田生命保険相互会社	本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
[グループ共済 傷害給付] [リビングガード] [短期療養給付] [長期療養収入補償制度] 明治安田損害保険株式会社	本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

# ③ 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ共済(年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

## 契約概要【ご契約内容】

- ① 商品の仕組み  
企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- ② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)  
本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
グループ共済	P21	P21	P13	P21

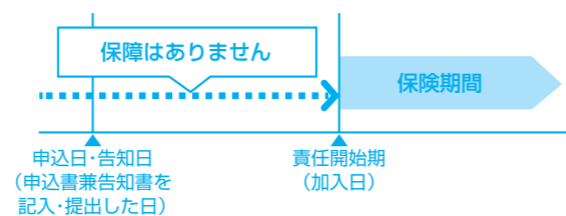
- ③ 配当金  
グループ共済は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
- ④ 脱退による返戻金  
グループ共済は、脱退(解約)による返戻金はありません。
- ⑤ 引受保険会社  
明治安田生命保険相互会社  
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 注意喚起情報(特に重要なお知らせ)

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

- ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)  
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- ② 告知に関する重要事項
  - 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
  - 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
  - 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。
- ③ 責任開始期(加入日\*)
  - ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

### 新規加入の例

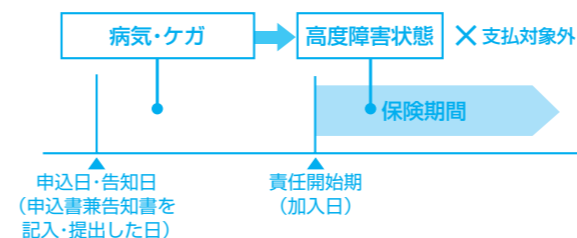


■ ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

## ④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■ 責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

### 高度障害保険金の例



■ 責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■ 上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ共済 P22

## ⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

## ⑥ ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■ この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## ⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

# グループ共済(傷害給付)



加入対象者



## 制度の特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。(生命保険部分)
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。(生命保険部分)
- 急激かつ偶発的な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。(損害保険部分)

### ◎保障内容

**P.9~P.12はグループ共済(傷害給付)の本人の制度内容および保険料です。配偶者・子どもの制度内容および保険料はP.15、P.20をご確認ください。**

申込コース		本人										グループ共済 傷害給付 (損害保険部分)					
		グループ共済 (生命保険部分)								グループ共済 傷害給付 (損害保険部分)							
		一般の死亡・高度障害				不慮の事故による上乗せ給付				不慮の事故によるその他の給付		遺児育英年金制度	不慮の事故の場合 (初日から給付)				
生命保険部分	損害保険部分	月額給付				ボーナス給付 (年2回)				不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合表 第1級)】	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級~第6級)】	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】	子ども加入 可能人数	不慮の事故の場合 (初日から給付)		
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取期間 (年)	ボーナス給付額 (約万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約万円)						傷害により、 入院した場合 (事故発生の日から その日を含めて 180日以内の 入院について) 【入院保険金】	傷害により、所定 の手術を受けたとき (ただし、1事故につ き手術1回が限度) (状況により) 【手術保険金】	傷害により、通院し医 師の治療を受けた場合 (事故発生の日から その日を含めて180日 以内の通院につい て、90日限度) 【通院保険金】
C1	S	3,600	25	13.3	4,005	400	5	40.4	404	900	900	630 ~ 90	13,500	5	日額 4,000円	2または 4万円	日額 2,000円
D1		3,250	20	14.7	3,529	750	10	38.8	776	813	813	569 ~ 81	12,195	5			
D2		3,250	20	14.7	3,529	1,100	15	38.8	1,166	813	813	569 ~ 81	12,195	4			
D3		3,250	20	14.7	3,529	1,450	20	39.3	1,574	813	813	569 ~ 81	12,195	4			
E1		2,600	20	11.7	2,823	750	10	38.8	776	650	650	455 ~ 65	9,750	5			
F1		1,950	15	11.4	2,068	750	10	38.8	776	488	488	341 ~ 48	7,320	5			
G1		1,300	10	11.2	1,345	750	10	38.8	776	325	325	227 ~ 32	4,875	5			
H1		650	5	10.9	656	400	5	40.4	404	163	163	114 ~ 16	2,445	5			
A		4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ~ 100	15,000	5			
B		4,000	20	18.1	4,344	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ~ 100	15,000	5			
C		3,600	25	13.3	4,005	-	-	-	-	900	900	630 ~ 90	13,500	5			
D		3,250	20	14.7	3,529	-	-	-	-	813	813	569 ~ 81	12,195	5			
E		2,600	20	11.7	2,823	-	-	-	-	650	650	455 ~ 65	9,750	5			
F		1,950	15	11.4	2,068	-	-	-	-	488	488	341 ~ 48	7,320	5			
G		1,300	10	11.2	1,345	-	-	-	-	325	325	227 ~ 32	4,875	5			
H		650	5	10.9	656	-	-	-	-	163	163	114 ~ 16	2,445	5			
I		580	5	9.7	585	-	-	-	-	145	145	101 ~ 14	2,175	5			
J		200	3	5.5	200	-	-	-	-	50	50	35 ~ 5	750	5			
Z	100	-	-	-	-	-	-	-	25	25	17 ~ 2	375	5				

### ◎遺児育英年金制度

申込コース	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	受取期間
2	200	子どもの 年齢に 応じて 選択可
3	300	
5	500	
10	1,000	

#### 受取イメージ

子ども年齢	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳	13~15歳	16~18歳	19~22歳
2コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資 (死亡・高度障害 保険金) 平均年額	約10.8万円	約12.6万円	約15.0万円	約18.9万円	約25.6万円	約40.4万円	約66.6万円
200万円 受取総額	約217.2万円	約214.2万円	約211.1万円	約208.1万円	約204.9万円	約202.0万円	約200.0万円
3コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資 (死亡・高度障害 保険金) 平均年額	約16.2万円	約18.9万円	約22.6万円	約28.3万円	約38.4万円	約60.6万円	約100.0万円
300万円 受取総額	約325.8万円	約321.3万円	約316.6万円	約312.1万円	約307.4万円	約303.0万円	約300.0万円
5コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資 (死亡・高度障害 保険金) 平均年額	約27.1万円	約31.5万円	約37.7万円	約47.3万円	約64.0万円	約101.0万円	約166.7万円
500万円 受取総額	約543.0万円	約535.5万円	約527.8万円	約520.3万円	約512.4万円	約505.0万円	約500.1万円
10コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資 (死亡・高度障害 保険金) 平均年額	約54.3万円	約63.0万円	約75.4万円	約94.6万円	約128.1万円	約202.0万円	約333.4万円
1,000万円 受取総額	約1,086.0万円	約1,071.0万円	約1,055.6万円	約1,040.6万円	約1,024.8万円	約1,010.0万円	約1,000.2万円

(生命保険部分)

※本人の保険金額によって子どもの人数・保険金額に制限があります。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

※実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。

※脱退した場合は、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

#### 年金の取り扱いについて

※年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。

※この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

●上記はグループ共済(生命保険部分)とグループ共済 傷害給付(損害保険部分)をセットしたものです。

●グループ共済(生命保険部分)とグループ共済 傷害給付(損害保険部分)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。

●それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレット13~26ページをご参照ください。

◎保険料

本人		本人						
申込コース		保険料 (円)						
		年齢【保険年齢】 (生年月日)						
生命保険部分	損害保険部分	性別	16～35歳 (1988.7.2～2008.7.1)		36～40歳 (1983.7.2～1988.7.1)		41～45歳 (1978.7.2～1983.7.1)	
			月払		月払		月払	
			生損合算 (生保のみ)	生保のみ	生損合算 (生保のみ)	生保のみ	生損合算 (生保のみ)	生保のみ
C1	男性	5,148 (4,518)	2,112	6,084 (5,454)	2,736	7,632 (7,002)	3,768	
	女性	3,924 (3,294)	1,296	5,400 (4,770)	2,280	6,228 (5,598)	2,832	
D1	男性	4,710 (4,080)	3,960	5,555 (4,925)	5,130	6,953 (6,323)	7,065	
	女性	3,605 (2,975)	2,430	4,938 (4,308)	4,275	5,685 (5,055)	5,310	
D2	男性	4,710 (4,080)	5,808	5,555 (4,925)	7,524	6,953 (6,323)	10,362	
	女性	3,605 (2,975)	3,564	4,938 (4,308)	6,270	5,685 (5,055)	7,788	
D3	男性	4,710 (4,080)	7,656	5,555 (4,925)	9,918	6,953 (6,323)	13,659	
	女性	3,605 (2,975)	4,698	4,938 (4,308)	8,265	5,685 (5,055)	10,266	
E1	男性	3,893 (3,263)	3,960	4,569 (3,939)	5,130	5,687 (5,057)	7,065	
	女性	3,009 (2,379)	2,430	4,075 (3,445)	4,275	4,673 (4,043)	5,310	
F1	男性	3,078 (2,448)	3,960	3,585 (2,955)	5,130	4,424 (3,794)	7,065	
	女性	2,415 (1,785)	2,430	3,215 (2,585)	4,275	3,663 (3,033)	5,310	
G1	男性	2,262 (1,632)	3,960	2,600 (1,970)	5,130	3,159 (2,529)	7,065	
	女性	1,820 (1,190)	2,430	2,353 (1,723)	4,275	2,652 (2,022)	5,310	
H1	男性	1,447 (817)	2,112	1,616 (986)	2,736	1,896 (1,266)	3,768	
	女性	1,226 (596)	1,296	1,493 (863)	2,280	1,642 (1,012)	2,832	
A	男性	5,650 (5,020)	-	6,690 (6,060)	-	8,410 (7,780)	-	
	女性	4,290 (3,660)	-	5,930 (5,300)	-	6,850 (6,220)	-	
B	男性	5,650 (5,020)	-	6,690 (6,060)	-	8,410 (7,780)	-	
	女性	4,290 (3,660)	-	5,930 (5,300)	-	6,850 (6,220)	-	
C	男性	5,148 (4,518)	-	6,084 (5,454)	-	7,632 (7,002)	-	
	女性	3,924 (3,294)	-	5,400 (4,770)	-	6,228 (5,598)	-	
D	男性	4,710 (4,080)	-	5,555 (4,925)	-	6,953 (6,323)	-	
	女性	3,605 (2,975)	-	4,938 (4,308)	-	5,685 (5,055)	-	
E	男性	3,893 (3,263)	-	4,569 (3,939)	-	5,687 (5,057)	-	
	女性	3,009 (2,379)	-	4,075 (3,445)	-	4,673 (4,043)	-	
F	男性	3,078 (2,448)	-	3,585 (2,955)	-	4,424 (3,794)	-	
	女性	2,415 (1,785)	-	3,215 (2,585)	-	3,663 (3,033)	-	
G	男性	2,262 (1,632)	-	2,600 (1,970)	-	3,159 (2,529)	-	
	女性	1,820 (1,190)	-	2,353 (1,723)	-	2,652 (2,022)	-	
H	男性	1,447 (817)	-	1,616 (986)	-	1,896 (1,266)	-	
	女性	1,226 (596)	-	1,493 (863)	-	1,642 (1,012)	-	
I	男性	1,358 (728)	-	1,509 (879)	-	1,759 (1,129)	-	
	女性	1,161 (531)	-	1,399 (769)	-	1,532 (902)	-	
J	男性	881 (251)	-	933 (303)	-	1,019 (389)	-	
	女性	813 (183)	-	895 (265)	-	941 (311)	-	
Z	男性	756 (126)	-	782 (152)	-	825 (195)	-	
	女性	722 (92)	-	763 (133)	-	786 (156)	-	

◎遺児育英年金制度 月額保険料

申込コース	性別	年齢【保険年齢】									
		16～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71歳	72歳
2(200万円)	男性	176	228	314	456	670	974	1,498	2,228	2,920	3,232
	女性	108	190	236	340	464	592	790	1,070	1,424	1,588
3(300万円)	男性	264	342	471	684	1,005	1,461	2,247	3,342	4,380	4,848
	女性	162	285	354	510	696	888	1,185	1,605	2,136	2,382
5(500万円)	男性	440	570	785	1,140	1,675	2,435	3,745	5,570	7,300	8,080
	女性	270	475	590	850	1,160	1,480	1,975	2,675	3,560	3,970
10(1,000万円)	男性	880	1,140	1,570	2,280	3,350	4,870	7,490	11,140	14,600	16,160
	女性	540	950	1,180	1,700	2,320	2,960	3,950	5,350	7,120	7,940

本人		本人								
申込コース		保険料 (円)								
		年齢【保険年齢】 (生年月日)								
生命保険部分	損害保険部分	性別	46～50歳 (1973.7.2～1978.7.1)		51～55歳 (1968.7.2～1973.7.1)		56～60歳 (1963.7.2～1968.7.1)		61～65歳 (1958.7.2～1963.7.1)	
			月払		月払		月払		月払	
			生損合算 (生保のみ)	生保のみ	生損合算 (生保のみ)	生保のみ	生損合算 (生保のみ)	生保のみ	生損合算 (生保のみ)	生保のみ
C1	男性	10,188 (9,558)	5,472	14,040 (13,410)	8,040	19,512 (18,882)	11,688	28,944 (28,314)	17,976	
	女性	8,100 (7,470)	4,080	10,332 (9,702)	5,568	12,636 (12,006)	7,104	16,200 (15,570)	9,480	
D1	男性	9,260 (8,630)	10,260	12,738 (12,108)	15,075	17,678 (17,048)	21,915	26,193 (25,563)	33,705	
	女性	7,375 (6,745)	7,650	9,390 (8,760)	10,440	11,470 (10,840)	13,320	14,688 (14,058)	17,775	
D2	男性	9,260 (8,630)	15,048	12,738 (12,108)	22,110	17,678 (17,048)	32,142	26,193 (25,563)	49,434	
	女性	7,375 (6,745)	11,220	9,390 (8,760)	15,312	11,470 (10,840)	19,536	14,688 (14,058)	26,070	
D3	男性	9,260 (8,630)	19,836	12,738 (12,108)	29,145	17,678 (17,048)	42,369	26,193 (25,563)	65,163	
	女性	7,375 (6,745)	14,790	9,390 (8,760)	20,184	11,470 (10,840)	25,752	14,688 (14,058)	34,365	
E1	男性	7,533 (6,903)	10,260	10,315 (9,685)	15,075	14,267 (13,637)	21,915	21,079 (20,449)	33,705	
	女性	6,025 (5,395)	7,650	7,637 (7,007)	10,440	9,301 (8,671)	13,320	11,875 (11,245)	17,775	
F1	男性	5,808 (5,178)	10,260	7,895 (7,265)	15,075	10,859 (10,229)	21,915	15,968 (15,338)	33,705	
	女性	4,677 (4,047)	7,650	5,886 (5,256)	10,440	7,134 (6,504)	13,320	9,065 (8,435)	17,775	
G1	男性	4,082 (3,452)	10,260	5,473 (4,843)	15,075	7,449 (6,819)	21,915	10,855 (10,225)	33,705	
	女性	3,328 (2,698)	7,650	4,134 (3,504)	10,440	4,966 (4,336)	13,320	6,253 (5,623)	17,775	
H1	男性	2,357 (1,727)	5,472	3,053 (2,423)	8,040	4,041 (3,411)	11,688	5,744 (5,114)	17,976	
	女性	1,980 (1,350)	4,080	2,383 (1,753)	5,568	2,799 (2,169)	7,104	3,443 (2,813)	9,480	
A	男性	11,250 (10,620)	-	15,530 (14,900)	-	21,610 (20,980)	-	32,090 (31,460)	-	
	女性	8,930 (8,300)	-	11,410 (10,780)	-	13,970 (13,340)	-	17,930 (17,300)	-	
B	男性	11,250 (10,620)	-	15,530 (14,900)	-	21,610 (20,980)	-	32,090 (31,460)	-	
	女性	8,930 (8,300)	-	11,410 (10,780)	-	13,970 (13,340)	-	17,930 (17,300)	-	
C	男性	10,188 (9,558)	-	14,040 (13,410)	-	19,512 (18,882)	-	28,944 (28,314)	-	
	女性	8,100 (7,470)	-	10,332 (9,702)	-	12,636 (12,006)	-	16,200 (15,570)	-	
D	男性	9,260 (8,630)	-	12,738 (12,108)	-	17,678 (17,048)	-	26,193 (25,563)	-	
	女性	7,375 (6,745)	-	9,390 (8,760)	-	11,470 (10,840)	-	14,688 (14,058)	-	
E	男性	7,533 (6,903)	-	10,315 (9,685)	-	14,267 (13,637)	-	21,079 (20,449)	-	
	女性	6,025 (5,395)	-	7,637 (7,007)	-	9,301 (8,671)	-	11,875 (11,245)	-	
F	男性	5,808 (5,178)	-	7,895 (7,265)	-	10,859 (10,229)	-	15,968 (15,338)	-	
	女性	4,677 (4,047)	-	5,886 (5,256)	-	7,134 (6,504)	-	9,065 (8,435)	-	
G	男性	4,082 (3,452)	-	5,473 (4,843)	-	7,449 (6,819)	-	10,855 (10,225)	-	
	女性	3,328 (2,698)	-	4,134 (3,504)	-	4,966 (4,336)	-	6,253 (5,623)	-	
H	男性	2,357 (1,727)	-	3,053 (2,423)	-	4,041 (3,411)	-	5,744 (5,114)	-	
	女性	1,980 (1,350)	-	2,383 (1,753)	-	2,799 (2,169)	-	3,443 (2,813)	-	
I	男性	2,170 (1,540)	-	2,791 (2,161)	-	3,673 (3,043)	-	5,192 (4,562)	-	
	女性	1,834 (1,204)	-	2,194 (1,564)	-	2,565 (1,935)	-	3,139 (2,509)	-	
J	男性	1,161 (531)	-	1,375 (745)	-	1,679 (1,049)	-	2,203 (1,573)	-	
	女性	1,045 (415)	-	1,169 (539)	-	1,297 (667)	-	1,495 (865)	-	
Z	男性	896 (266)	-	1,003 (373)	-	1,155 (525)	-	1,417 (787)	-	
	女性	838 (208)	-	900 (270)	-	964 (334)	-	1,063 (433)	-	

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2024年1月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3か月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。  
 ※グループ共済(生命保険部分)の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。  
 また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。  
 ※グループ共済 傷害給付(損害保険部分)の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。  
 ※記載の保険料は、グループ共済(生命保険部分)とグループ共済 傷害給付(損害保険部分)を合算したものです。  
 月払保険料の( )内は生命保険部分のみの保険料です。損害保険部分の保険料は一律630円です。  
 ※記載以外の年齢に該当する方は保険会社までお問い合わせください。

(単位:円)

年齢【保険年齢】		
73歳	74歳	75歳
3,594	4,014	4,510
1,780	1,992	2,222
5,391	6,021	6,765
2,670	2,988	3,333
8,985	10,035	11,275
4,450	4,980	5,555
17,970	20,070	22,550
8,900	9,960	11,110

【遺児育英年金制度の取扱い】  
 遺児育英年金制度は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。  
 遺児育英年金制度のみの加入はできません。「グループ共済」本人コースとセットで加入してください。  
 遺児育英年金制度は「グループ共済」本人コースと同一の団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。  
 ●死亡保険金受取人となることは最大5人までです。  
 ●期中の遺児育英年金制度のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取り扱いできません。  
 本人コースのみの脱退はお取り扱いできません。また、子ども遺児育英年金制度が加入条件の本人コースのみの継続はお取り扱いできません。

# 4 グループ共済(生命保険部分)

【保険期間】2024年1月1日(月)~2024年12月31日(火)



加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

グループ共済は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等をご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

**P.13~P.15はグループ共済(生命保険部分)の保障内容のみ記載しております。**

申込コース	本人								不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付		遺児育英年金制度
	一般の死亡・高度障害				ボーナス給付(年2回)				不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合 表 第1級)】	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級~第6級)】	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】	子ども加入 可能人数
	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス給付額 (約万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約万円)					
C1	3,600	25	13.3	4,005	400	5	40.4	404	900	900	630 ~ 90	13,500	5
D1	3,250	20	14.7	3,529	750	10	38.8	776	813	813	569 ~ 81	12,195	5
D2	3,250	20	14.7	3,529	1,100	15	38.8	1,166	813	813	569 ~ 81	12,195	4
D3	3,250	20	14.7	3,529	1,450	20	39.3	1,574	813	813	569 ~ 81	12,195	4
E1	2,600	20	11.7	2,823	750	10	38.8	776	650	650	455 ~ 65	9,750	5
F1	1,950	15	11.4	2,068	750	10	38.8	776	488	488	341 ~ 48	7,320	5
G1	1,300	10	11.2	1,345	750	10	38.8	776	325	325	227 ~ 32	4,875	5
H1	650	5	10.9	656	400	5	40.4	404	163	163	114 ~ 16	2,445	5
A	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ~ 100	15,000	5
B	4,000	20	18.1	4,344	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ~ 100	15,000	5
C	3,600	25	13.3	4,005	-	-	-	-	900	900	630 ~ 90	13,500	5
D	3,250	20	14.7	3,529	-	-	-	-	813	813	569 ~ 81	12,195	5
E	2,600	20	11.7	2,823	-	-	-	-	650	650	455 ~ 65	9,750	5
F	1,950	15	11.4	2,068	-	-	-	-	488	488	341 ~ 48	7,320	5
G	1,300	10	11.2	1,345	-	-	-	-	325	325	227 ~ 32	4,875	5
H	650	5	10.9	656	-	-	-	-	163	163	114 ~ 16	2,445	5
I	580	5	9.7	585	-	-	-	-	145	145	101 ~ 14	2,175	5
J	200	3	5.5	200	-	-	-	-	50	50	35 ~ 5	750	5
Z	100	-	-	-	-	-	-	-	25	25	17 ~ 2	375	5

## 遺児育英年金制度

申込コース	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	受取期間
2	200	子どもの年齢に応じて選択可
3	300	
5	500	
10	1,000	

### 受取イメージ

子ども年齢	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳	13~15歳	16~18歳	19~22歳
2コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資(死亡・高度障害保険金) 平均年額	約10.8万円	約12.6万円	約15.0万円	約18.9万円	約25.6万円	約40.4万円	約66.6万円
200万円 受取総額	約217.2万円	約214.2万円	約211.1万円	約208.1万円	約204.9万円	約202.0万円	約200.0万円
3コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資(死亡・高度障害保険金) 平均年額	約16.2万円	約18.9万円	約22.6万円	約28.3万円	約38.4万円	約60.6万円	約100.0万円
300万円 受取総額	約325.8万円	約321.3万円	約316.6万円	約312.1万円	約307.4万円	約303.0万円	約300.0万円
5コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資(死亡・高度障害保険金) 平均年額	約27.1万円	約31.5万円	約37.7万円	約47.3万円	約64.0万円	約101.0万円	約166.7万円
500万円 受取総額	約543.0万円	約535.5万円	約527.8万円	約520.3万円	約512.4万円	約505.0万円	約500.1万円
10コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資(死亡・高度障害保険金) 平均年額	約54.3万円	約63.0万円	約75.4万円	約94.6万円	約128.1万円	約202.0万円	約333.4万円
1,000万円 受取総額	約1,086.0万円	約1,071.0万円	約1,055.6万円	約1,040.6万円	約1,024.8万円	約1,010.0万円	約1,000.2万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。※実際の受取期間、受取総額は遺児育英年金受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

- 本人の保険金額によって子どもの人数・保険金額に制限があります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

### 年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金原資が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いきません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P21~23

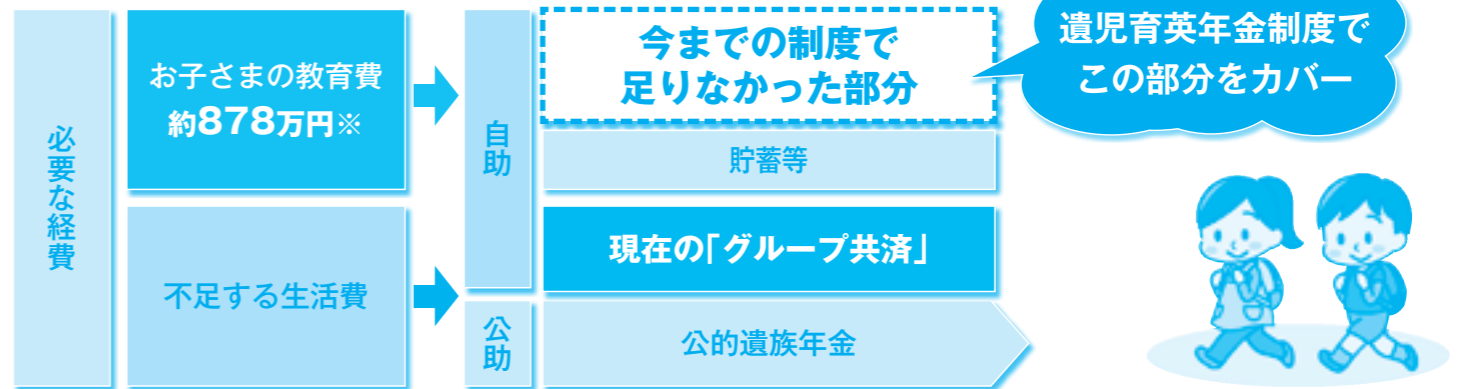


# 「遺児育英年金制度」ができました！ 発足2年目

## 遺児育英年金制度とは？

グループ共済に加えて、受取人をお子さまとし、お子さまの教育資金を補完できる「遺児育英年金制度」が付加できるようになりました。

### 【幼稚園から大学卒業まで公立の学校の場合の学校教育費】



※出典：文部科学省「令和3年度 子供の学習費調査の結果について」と日本政策金融公庫「令和3年度 教育費負担の実態調査結果」をもとに当社で作成  
 ※教育費は次の条件のもと算出しております。  
 ①幼稚園から大学まで公立、高校は全日制、大学の公立は国公立(自宅)  
 ②補助学習費は含まず(学校外活動費：学習塾や家庭教師、習い事等)  
 ③高校・大学は入学金を含む

## 遺児育英年金制度の受取イメージ 年金原資(死亡・高度障害保険金)300万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

## 保険料 本人が死亡・高度障害のとき 年金原資300万円

本人保険年齢	月額保険料	
	男性	女性
16～35歳	264円	162円
36～40歳	342円	285円
41～45歳	471円	354円
46～50歳	684円	510円
51～55歳	1,005円	696円
56～60歳	1,461円	888円
61～65歳	2,247円	1,185円
66～70歳	3,342円	1,605円

【遺児育英年金制度について】  
 ※期中の遺児育英年金制度のみの脱退(コース変更)となるためお取扱いできません。また、「グループ共済」本人のみの脱退もお取扱いできません。「グループ共済」本人脱退の場合は、遺児育英年金制度も脱退となります。  
 ※遺児育英年金制度は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。  
 ※遺児育英年金制度のみの加入はできません。「グループ共済」本人とセットで加入してください。  
 ※遺児育英年金制度は「グループ共済」本人と同一の団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。  
 ※死亡保険金受取人となる子どもは最大5人までです。  
 ※D2・D3コースにご加入の方は、遺児育英年金制度に加入出来る最大人数は4名までとなります。

申込金額(万円)	配偶者							
	一般の死亡・高度障害				不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	年金原資【死亡・高度障害保険金】(万円)	年金受取期間(年)	年金月額(約万円)	月額給付年金受取総額(約万円)	不慮の事故による死亡特定感染症による死亡【災害保険金】(万円)	不慮の事故による高度障害【障害給付金(給付割合表第1級)】(万円)	不慮の事故による身体障害(程度により)【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】(万円)	不慮の事故による5日以上の入院(120日を限度として)【入院給付金】1日につき(円)
2,000	2,000	20	9.0	2,172	500	500	350～50	7,500
1,500	1,500	15	8.8	1,590	375	375	262～37	5,625
1,000	1,000	10	8.6	1,035	250	250	175～25	3,750
800	800	10	6.9	828	200	200	140～20	3,000
650	650	5	10.9	656	163	163	114～16	2,445
580	580	5	9.7	585	145	145	101～14	2,175
200	200	3	5.5	200	50	50	35～5	750

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

申込金額(万円)	子ども				
	一般の死亡・高度障害【死亡・高度障害保険金】(万円)	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
		不慮の事故による死亡特定感染症による死亡【災害保険金】(万円)	不慮の事故による高度障害【障害給付金(給付割合表第1級)】(万円)	不慮の事故による身体障害(程度により)【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】(万円)	不慮の事故による5日以上の入院(120日を限度として)【入院給付金】1日につき(円)
400	400	120	120	84～12	1,800

## 制度の特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。(生命保険部分)
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。(生命保険部分)
- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。(損害保険部分)

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P21～23

# グループ共済(生命保険部分)

## 保険料

### ◎保険料

		本人							
申込 コース	性別	保険料 (円)							
		年齢【保険年齢】 (生年月日)							
		16～35歳 (1988.7.2～ 2008.7.1)		36～40歳 (1983.7.2～ 1988.7.1)		41～45歳 (1978.7.2～ 1983.7.1)		46～50歳 (1973.7.2～ 1978.7.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
C1	男性	4,518	2,112	5,454	2,736	7,002	3,768	9,558	5,472
	女性	3,294	1,296	4,770	2,280	5,598	2,832	7,470	4,080
D1	男性	4,080	3,960	4,925	5,130	6,323	7,065	8,630	10,260
	女性	2,975	2,430	4,308	4,275	5,055	5,310	6,745	7,650
D2	男性	4,080	5,808	4,925	7,524	6,323	10,362	8,630	15,048
	女性	2,975	3,564	4,308	6,270	5,055	7,788	6,745	11,220
D3	男性	4,080	7,656	4,925	9,918	6,323	13,659	8,630	19,836
	女性	2,975	4,698	4,308	8,265	5,055	10,266	6,745	14,790
E1	男性	3,263	3,960	3,939	5,130	5,057	7,065	6,903	10,260
	女性	2,379	2,430	3,445	4,275	4,043	5,310	5,395	7,650
F1	男性	2,448	3,960	2,955	5,130	3,794	7,065	5,178	10,260
	女性	1,785	2,430	2,585	4,275	3,033	5,310	4,047	7,650
G1	男性	1,632	3,960	1,970	5,130	2,529	7,065	3,452	10,260
	女性	1,190	2,430	1,723	4,275	2,022	5,310	2,698	7,650
H1	男性	817	2,112	986	2,736	1,266	3,768	1,727	5,472
	女性	596	1,296	863	2,280	1,012	2,832	1,350	4,080
A	男性	5,020	-	6,060	-	7,780	-	10,620	-
	女性	3,660	-	5,300	-	6,220	-	8,300	-
B	男性	5,020	-	6,060	-	7,780	-	10,620	-
	女性	3,660	-	5,300	-	6,220	-	8,300	-
C	男性	4,518	-	5,454	-	7,002	-	9,558	-
	女性	3,294	-	4,770	-	5,598	-	7,470	-
D	男性	4,080	-	4,925	-	6,323	-	8,630	-
	女性	2,975	-	4,308	-	5,055	-	6,745	-
E	男性	3,263	-	3,939	-	5,057	-	6,903	-
	女性	2,379	-	3,445	-	4,043	-	5,395	-
F	男性	2,448	-	2,955	-	3,794	-	5,178	-
	女性	1,785	-	2,585	-	3,033	-	4,047	-
G	男性	1,632	-	1,970	-	2,529	-	3,452	-
	女性	1,190	-	1,723	-	2,022	-	2,698	-
H	男性	817	-	986	-	1,266	-	1,727	-
	女性	596	-	863	-	1,012	-	1,350	-
I	男性	728	-	879	-	1,129	-	1,540	-
	女性	531	-	769	-	902	-	1,204	-
J	男性	251	-	303	-	389	-	531	-
	女性	183	-	265	-	311	-	415	-
Z	男性	126	-	152	-	195	-	266	-
	女性	93	-	133	-	156	-	208	-

		本人					
申込 コース	性別	保険料 (円)					
		年齢【保険年齢】 (生年月日)					
		51～55歳 (1968.7.2～ 1973.7.1)		56～60歳 (1963.7.2～ 1968.7.1)		61～65歳 (1958.7.2～ 1963.7.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
C1	男性	13,410	8,040	18,882	11,688	28,314	17,976
	女性	9,702	5,568	12,006	7,104	15,570	9,480
D1	男性	12,108	15,075	17,048	21,915	25,563	33,705
	女性	8,760	10,440	10,840	13,320	14,058	17,775
D2	男性	12,108	22,110	17,048	32,142	25,563	49,434
	女性	8,760	15,312	10,840	19,536	14,058	26,070
D3	男性	12,108	29,145	17,048	42,369	25,563	65,163
	女性	8,760	20,184	10,840	25,752	14,058	34,365
E1	男性	9,685	15,075	13,637	21,915	20,449	33,705
	女性	7,007	10,440	8,671	13,320	11,245	17,775
F1	男性	7,265	15,075	10,229	21,915	15,338	33,705
	女性	5,256	10,440	6,504	13,320	8,435	17,775
G1	男性	4,843	15,075	6,819	21,915	10,225	33,705
	女性	3,504	10,440	4,336	13,320	5,623	17,775
H1	男性	2,423	8,040	3,411	11,688	5,114	17,976
	女性	1,753	5,568	2,169	7,104	2,813	9,480
A	男性	14,900	-	20,980	-	31,460	-
	女性	10,780	-	13,340	-	17,300	-
B	男性	14,900	-	20,980	-	31,460	-
	女性	10,780	-	13,340	-	17,300	-
C	男性	13,410	-	18,882	-	28,314	-
	女性	9,702	-	12,006	-	15,570	-
D	男性	12,108	-	17,048	-	25,563	-
	女性	8,760	-	10,840	-	14,058	-
E	男性	9,685	-	13,637	-	20,449	-
	女性	7,007	-	8,671	-	11,245	-
F	男性	7,265	-	10,229	-	15,338	-
	女性	5,256	-	6,504	-	8,435	-
G	男性	4,843	-	6,819	-	10,225	-
	女性	3,504	-	4,336	-	5,623	-
H	男性	2,423	-	3,411	-	5,114	-
	女性	1,753	-	2,169	-	2,813	-
I	男性	2,161	-	3,043	-	4,562	-
	女性	1,564	-	1,935	-	2,509	-
J	男性	745	-	1,049	-	1,573	-
	女性	539	-	667	-	865	-
Z	男性	373	-	525	-	787	-
	女性	270	-	334	-	433	-

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 配偶者・子ども特約、災害保障特約、子ども災害保障特約の保険料は月払のみです。

半年単位の契約当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

配偶者								
申込金額 (万円)	性別	月払保険料 (円)						
		年齢【保険年齢】 (生年月日)						
		16～35歳 (1988.7.2～2008.7.1)	36～40歳 (1983.7.2～1988.7.1)	41～45歳 (1978.7.2～1983.7.1)	46～50歳 (1973.7.2～1978.7.1)	51～55歳 (1968.7.2～1973.7.1)	56～60歳 (1963.7.2～1968.7.1)	61～65歳 (1958.7.2～1963.7.1)
2,000	男性	2,510	3,030	3,890	5,310	7,450	10,490	15,730
	女性	1,830	2,650	3,110	4,150	5,390	6,670	8,650
1,500	男性	1,883	2,273	2,918	3,983	5,588	7,868	11,798
	女性	1,373	1,988	2,333	3,113	4,043	5,003	6,488
1,000	男性	1,255	1,515	1,945	2,655	3,725	5,245	7,865
	女性	915	1,325	1,555	2,075	2,695	3,335	4,325
800	男性	1,004	1,212	1,556	2,124	2,980	4,196	6,292
	女性	732	1,060	1,244	1,660	2,156	2,668	3,460
650	男性	817	986	1,266	1,727	2,423	3,411	5,114
	女性	596	863	1,012	1,350	1,753	2,169	2,813
580	男性	728	879	1,129	1,540	2,161	3,043	4,562
	女性	531	769	902	1,204	1,564	1,935	2,509
200	男性	251	303	389	531	745	1,049	1,573
	女性	183	265	311	415	539	667	865

子ども		
申込金額 (万円)	月払保険料 (円)	
400	460	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳 (2001.7.2～2021.7.1)

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- ・いずれか1種類を選んでください。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- ・半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- ・配偶者、子ども特約、災害保障特約、子ども災害保障特約の保険料は月払のみです。

半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

**配偶者さまに万一(死亡・高度障害)があった場合にも保障は必要です。  
ご家族構成により必要な保障もさまざまです。  
ご自身の生活に見合った保障をご準備ください。**

### 配偶者コースの特長

- ご本人さまが退職後も、配偶者さまの保障を継続することが可能です。  
(ご本人さまの継続が必要です)
- 配偶者コースの保険料も配当金の対象です。  
(1年後、収支計算して剰余金が生じた場合、配当金として還付)

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 **P21～23**

## お取り扱いについて

<p><b>加入資格</b></p>	<p>本人…当生協の組合員(再任用含む)で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)</p> <p>配偶者…当生協の組合員(再任用含む)の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)</p> <p>子ども…当生協の組合員(再任用含む)本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方</p> <p><b>【告知内容】</b>  <b>本人</b>  <b>【現在の就業状態】</b>          申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。          (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p><b>配偶者・子ども</b>  <b>【現在の健康状態】</b>          申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。          (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。          ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p><b>本人・配偶者・子ども共通</b>  <b>【過去12ヵ月以内の健康状態】</b>          申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。          ※遺児育英年金制度ご加入に際しては、本人について告知ください。</p>
<p><b>保険期間</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年間(2024年1月1日～2024年12月31日)で以後毎年更新します。</li> <li>●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、保険料の払込が条件となります。</li> </ul>
<p><b>保険料</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月の給与から控除します。(初回は1月分給与より)ボーナス(時)保険料は、年2回の賞与(12月と6月)より控除します。(初回のボーナス時保険料は12月分より賞与より控除します)</li> </ul>
<p><b>配当金</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。</li> </ul>
<p><b>継続加入の扱い</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</li> </ul>
<p><b>申込方法</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</li> </ul>
<p><b>保険金のお支払い</b></p>	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<a href="https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html">https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html</a>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p> <p>災害保険金については、この特約の加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日(*)以後に発病した特定感染症(*)を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。</p> <p>障害および災害入院給付金については、この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合にお支払いします。</p> <p>また、災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。</p>

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

<p><b>保険金のお支払い</b></p>	<p>なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>(※)対象となる特定感染症          対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>分類項目(基本分類コード)              コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎(ポリオ)(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱(A98.0)、マールブルグ(Marburg)ウイルス病(A98.3)、エボラ(Ebola)ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)(U04)</p> </div> <p>(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)を含みます</p>
<p><b>高度障害</b></p>	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> </div> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>
<p><b>お支払いできない場合について(解除・免責等)</b></p>	<p>次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</li> <li>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなります。)</li> <li>●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</li> <li>●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 死亡保険金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)</li> <li>② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> <li>2. 高度障害保険金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者の故意によるとき</li> <li>② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> <li>3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>② 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき</li> <li>③ 被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> </ol>

給付割合表

(災害保障特約の災害保険金に対して)		
等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	8. 1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1 肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1 上肢の用もしくは1 上肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1 下肢の用もしくは1 下肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1 手の5 手指を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)を含んで4 手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1 下肢の3 大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)のうち少なくとも1 手指を含んで3 手指以上を失ったもの 25. 1 手の5 手指の用を全く永久に失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)を含んで3 手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1 足の5 足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1 上肢の3 大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3 大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を失ったか、第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を含んで2 手指を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の3 手指を失ったもの 31. 1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の5 足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を含んで2 手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の2 手指もしくは3 手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の1 手指または2 手指を失ったもの 42. 1 足の第1 指(母指)または他の4 足指を失ったもの 43. 1 足の第1 指(母指)を含んで3 足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

第1級は高度障害条項(7項目)です

保険会社からの  
お願い・ご注意

- <保険金・給付金のご請求について>
- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
  - 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
  - ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。
- <改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>
- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
  - 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
  - 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
  - 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。  
この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付子ども特約付ことも災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

# ⑤ グループ共済 傷害給付

【保険期間】2024年1月1日(月)～2024年12月31日(火)



加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

グループ共済 傷害給付は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

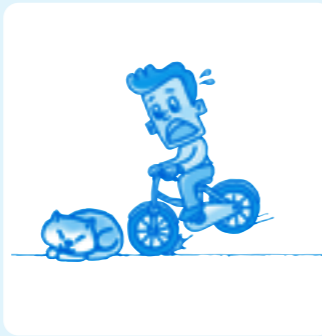
こんな時に補償されます。



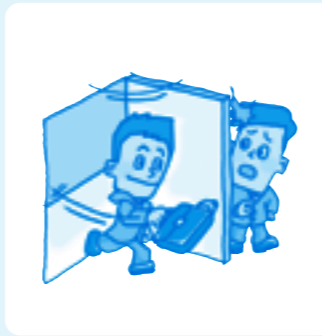
車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした

補償概要・補償項目		本人	配偶者	子ども
		Sコース	S1コース	S2コース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 4,000円	日額 4,000円	日額 4,000円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)(状況により) [手術保険金]	2または 4万円	2または 4万円	2または 4万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,000円	日額 2,000円	日額 2,000円
月額保険料		630円	630円	630円

補償内容の詳細については、参照ページをご確認ください。 P.45

## 保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害を原因とする場合に限りです。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院・整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位\*を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含まれません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。  
※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りです) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りです)。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.45

## つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
  - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
  - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 入院保険金、手術保険金、通院保険金について
  - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるとき
  - ・頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの
  - ・山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
  - ・法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.45

### 「急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)」とは

転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害(ケガ)」をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
- 外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。

# 6 医療保障保険

【保険期間】2024年1月1日(月)～2024年12月31日(火)



加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 保障内容等(契約概要部分)

- この保険は、病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

保障内容	本人・配偶者		本人・配偶者・子ども	
	8,000円	5,000円	3,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額 <b>8,000円</b> ×入院日数	日額 <b>5,000円</b> ×入院日数	日額 <b>3,000円</b> ×入院日数	日額 <b>3,000円</b> ×入院日数
死亡したとき [死亡保険金]	<b>10万円</b>	<b>10万円</b>	<b>10万円</b>	<b>10万円</b>

## 保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

### ◎月額保険料

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		
	8,000円	5,000円	3,000円
16～19歳(2004.7.2～2008.7.1)	1,710円	1,080円	660円
20～24歳(1999.7.2～2004.7.1)	2,165円	1,364円	830円
25～29歳(1994.7.2～1999.7.1)	2,501円	1,574円	956円
30～34歳(1989.7.2～1994.7.1)	2,613円	1,644円	998円
35～39歳(1984.7.2～1989.7.1)	2,607円	1,641円	997円
40～44歳(1979.7.2～1984.7.1)	2,877円	1,812円	1,102円
45～49歳(1974.7.2～1979.7.1)	3,293円	2,075円	1,263円
50～54歳(1969.7.2～1974.7.1)	4,188円	2,640円	1,608円
55～59歳(1964.7.2～1969.7.1)	5,378円	3,395円	2,073円
60～64歳(1959.7.2～1964.7.1)	7,299円	4,614円	2,824円
65～69歳(1954.7.2～1959.7.1)	10,472円	6,626円	4,062円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	5,000円	3,000円
0～22歳(2001.7.2以降に生まれた方)	1,158円	704円

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

## 保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- !** 入院には、主に以下のような支払要件や制限事項があります。
- お支払いの対象となる入院は、加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、保険期間中に治療を目的としたものであることを要します。  
この保険の加入日前に発生した原因による入院や、加入日前からの入院は、お支払いの対象となりません。  
※ただし、この保険の加入日から2年経過した後に入院を開始した場合は、加入日前の原因による場合でもお支払いします。
  - 同一の原因により、継続して2日以上入院したとき、入院給付金をお支払いします。  
ただし、1回の入院では124日、他の回の入院も通算して700日がお支払日数の限度です。  
なお、お支払事由に該当する入院中に保険が満了となった場合、満了後のその入院は保険期間中の入院とみなし、お支払いの対象となります。
  - 保険金・給付金の受取人は次の通りです。  
入院給付金：主契約の被保険者  
死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.47**

## つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

- !** 以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
    - ・告知義務違反により解除となったとき
    - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
    - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
    - ・重大事由に該当し解除となったとき
  - 入院給付金について
    - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
    - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故によるとき
    - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
  - 死亡保険金について
    - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.45**

# 7 医療費支援制度

【保険期間】2024年1月1日(月)～2024年12月31日(火)



加入対象者



## 保障内容等(契約概要部分)

● **病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。**

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

### 支援給付金

保障内容	本人・配偶者		本人・配偶者・子ども	
	5万円		2.5万円	
<b>基本保障</b> 病気・ケガで入院したとき <small>(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回)</small> <small>&lt;治療支援給付特約&gt; [入院支援給付金]</small>	支援給付金額 <b>5万円</b>		支援給付金額 <b>2.5万円</b>	
<b>基本保障</b> 「入院を伴わない」手術を受けたとき <small>(診療報酬点数合計2,000点以上)</small> <small>&lt;治療支援給付特約&gt; [外来手術給付金]</small>	手術1回につき 支援給付金額 <b>5万円</b>		手術1回につき 支援給付金額 <b>2.5万円</b>	
<b>基本保障</b> 「入院を伴わない」 放射線治療を受けたとき <small>&lt;治療支援給付特約&gt; [外来放射線治療給付金]</small>	放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>5万円</b>		放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>2.5万円</b>	
<b>基本保障</b> 先進医療による療養を受けたとき <small>(入院を伴わない場合も対象)</small> <small>&lt;先進医療給付特約&gt; [先進医療給付金]</small>	先進医療の技術にかかわる費用と同額			

## 給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限りです。
- 各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数		備考
	お支払回数	通算	
入院支援給付金	1入院について5回	36回	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回)
外来手術給付金	手術の開始日から60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	放射線治療の開始日から60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	—	2,000万円	—

- 給付金の受取人は次の通りです。  
各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.48

## 意向確認【ご加入前のご確認】

医療費支援制度は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

## 保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

### ◎月額保険料【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
16～19歳 (2004.7.2～2008.7.1)	568円	321円	423円	248円
20～24歳 (1999.7.2～2004.7.1)	483円	278円	583円	328円
25～29歳 (1994.7.2～1999.7.1)	488円	281円	823円	448円
30～34歳 (1989.7.2～1994.7.1)	513円	293円	963円	518円
35～39歳 (1984.7.2～1989.7.1)	618円	346円	958円	516円
40～44歳 (1979.7.2～1984.7.1)	748円	411円	923円	498円
45～49歳 (1974.7.2～1979.7.1)	963円	518円	993円	533円
50～54歳 (1969.7.2～1974.7.1)	1,238円	656円	1,108円	591円
55～59歳 (1964.7.2～1969.7.1)	1,673円	873円	1,288円	681円
60～64歳 (1959.7.2～1964.7.1)	2,298円	1,186円	1,593円	833円
65～69歳 (1954.7.2～1959.7.1)	2,708円	1,391円	1,998円	1,036円
70歳 (1953.7.2～1954.7.1)	2,983円	1,528円	2,318円	1,196円
71歳 (1952.7.2～1953.7.1)	3,098円	1,586円	2,433円	1,253円
72歳 (1951.7.2～1952.7.1)	3,228円	1,651円	2,548円	1,311円
73歳 (1950.7.2～1951.7.1)	3,363円	1,718円	2,663円	1,368円
74歳 (1949.7.2～1950.7.1)	3,518円	1,796円	2,788円	1,431円
75歳 (1948.7.2～1949.7.1)	3,673円	1,873円	2,913円	1,493円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	基本保障	
	2.5万円	
0～22歳 (2001.7.2以降に生まれた方)	368円	



## つぎの場合には、給付金のお支払いはできません。

**!** 以下のような場合には、給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取り消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 次のいずれかによりお支払事由に該当したとき
  - 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金について
    - ・契約者の故意または重大な過失
    - ・その被保険者の故意または重大な過失
    - ・その被保険者の犯罪行為
    - ・その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
    - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
    - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
    - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
    - ・地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
    - ・戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

<入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。>

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.45**

## 加入取扱いに関するご注意

- !** ●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

# 健康づくりサポート

サービス  
運営費  
月額  
200円



加入対象者



※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ずグループ共済とセットでご加入ください。

## サービス概要

健康なんてあまり興味がないなあ・・・そんな、あなた自身の健康実現を応援するサービスです。

健康づくりサポートは健康・医療・メンタルヘルスなどのさまざまなサービスメニューを提供することで、ご加入者とそのご家族の健康づくりをサポートするサービスです。充実したメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。

病気やけがをした場合を保障する「保険制度」と心と体の健康づくりを応援する「健康づくりサポート」の両輪でサポートしてまいります。

## サービスメニュー

疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。

疾病予防  
の考え方

### 一次予防「健康増進」

生活習慣等の見直し・改善により  
病気そのものの発生を予防

### 二次予防「早期発見」

早期発見・早期治療により、  
病気が進行しないうちに治療

### 三次予防「再発防止」

必要な治療等により、  
機能の維持・回復を図る

### 一次予防に対応したサービスメニュー

① 気づき

季刊誌「健康情報」  
お届け(年4回)

健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を満載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌。(日経ヘルス編集)【自宅もしくは職場へ】

表紙のサンプル

② 行動

ヘルシーファミリー倶楽部  
ご利用はWebで

最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。

イメージ画像

相談ダイヤル  
お電話で

日常生活における様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただくことができる専門の窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護・・・ご相談には専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等)が責任を持って対応。  
※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

### 二次・三次予防に対応したサービスメニュー

行動

テレセカンド®  
お電話で

病院に受診することなく、名医(\*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。  
●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定  
●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート

ホスピサーチ®  
お電話で

名医が在籍する医療機関の情報(「医療機関名」及び「診療科」)をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。  
●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能  
●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

\*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳動脈瘤、膠原病などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。

③ 増進

WELBOX(ウェルボックス)  
ご利用はWebで

国内約42,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。

イメージ画像

CLUB FUJITA  
お電話で

会員制リゾートホテル施設ウイスタリアンライフクラブ(全国7施設)を優待料金で利用可能。  
・神奈川県箱根2、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・車山高原

## 健康づくりサポートの取扱い

加入期間	加入期間1年間(2024年2月1日~2025年1月31日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)

## 個人情報に関する取扱いについて

- 個人情報の利用目的**  
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
- 個人情報の取扱いの委託について**  
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます。))が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
- 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について**  
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。  
【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター(株)(事務委託先)  
団体サービス部 生活・健康サービスグループ  
03-5952-5069
- 個人情報提供の任意性**  
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。  
健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

## 健康づくりサポート加入者規約

- 第1条(目的)**  
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。  
加入者がより健康増進に貢献できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条(加入資格等)**  
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。  
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条(運営費)**  
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。
- 第4条(加入者証の付与)**  
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条(健康情報の提供)**  
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条(サービスの内容)**  
1. サービスとは、以下のものを指します。  
① 健康情報に関するサービス  
(1) 健康情報誌等による各種健康情報の提供  
(2) 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談  
(3) その他  
② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介  
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。  
2. 当社が第1条の目的に沿って提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。  
3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。
- 第7条(届出事項の変更)**  
1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。  
2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。
- 第8条(脱退ならびに加入資格の喪失の場合の取扱い)**  
1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。  
2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入資格を喪失します。  
3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入資格を取り消すことがあります。  
4. 第2条に定める加入資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。
- 第9条(加入期間)**  
1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。  
2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。
- 第10条(データ保護)**  
当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。
- 第11条(規約の変更)**  
本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。
- 第12条(契約の終了)**  
1. 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。  
2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社  
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

サービス内容等に関するお問い合わせ先

健康づくりサポート事務局：0120-567-074(平日9:00~17:00)

健康づくりサポート

# 重病克服支援制度

【保険期間】2024年2月1日(木)～2025年1月31日(金)



加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

重病克服支援制度は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
  - 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
  - 年金での受取も可能です。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	保障額		
		本人・配偶者		
		500万円	400万円	300万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき [特定疾病保険金](※2)	500万円	400万円	300万円
	死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金](※2)			
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき [7大疾病保険金](※3)	250万円	200万円	150万円
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金](※3)	50万円	40万円	30万円

- ⚠ (※1)急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- (※2)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。
- (※3)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

## ◎保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	その他の4疾病 重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>500万円</b>				
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>250万円</b>				
特約 がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>50万円</b>				
お支払事由ごとの 保険金額合計	500万円	800万円	750万円	250万円	50万円

(※)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。  
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

## 保険金のお支払いに関するご注意

⚠ 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例 <sup>※1</sup>	
7大疾病保険金 <sup>※13</sup>	●悪性新生物(がん)	加入日前を含めてはじめて <sup>※2</sup> 悪性新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 <sup>※4</sup> ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、急性心筋梗塞を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>※6</sup> が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、脳卒中を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、糖尿病を発病 <sup>※5</sup> し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 <sup>※8</sup> を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、高血圧性疾患を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により高血圧性網膜症 <sup>※9</sup> であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 <sup>※10</sup> を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき <sup>※11</sup>	
がん・上皮内新生物保険金	加入日前を含めてはじめて <sup>※12</sup> 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 <sup>※5</sup> により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際がん連合(UICC)のTNM分類が「Tis」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含まれません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ケース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※9 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜透析法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※10 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※11 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効となります。
- ※12 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.45**

●保険金受取人は次の通りです。  
死亡保険金：被保険者が指定した方  
上記以外の保険金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

## 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保障特約のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保障金がお支払された場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

## 保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

### ◎月額保険料 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・400万円・300万円>

男性									
年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円
16～20歳 (2003.8.2～2008.8.1)	740円	325円	65円	592円	260円	52円	444円	195円	39円
21～25歳 (1998.8.2～2003.8.1)	995円	350円	65円	796円	280円	52円	597円	210円	39円
26～30歳 (1993.8.2～1998.8.1)	1,020円	400円	70円	816円	320円	56円	612円	240円	42円
31～35歳 (1988.8.2～1993.8.1)	1,265円	525円	80円	1,012円	420円	64円	759円	315円	48円
36～40歳 (1983.8.2～1988.8.1)	1,720円	675円	100円	1,376円	540円	80円	1,032円	405円	60円
41～45歳 (1978.8.2～1983.8.1)	2,390円	975円	150円	1,912円	780円	120円	1,434円	585円	90円
46～50歳 (1973.8.2～1978.8.1)	4,005円	1,700円	235円	3,204円	1,360円	188円	2,403円	1,020円	141円
51～55歳 (1968.8.2～1973.8.1)	6,660円	2,700円	360円	5,328円	2,160円	288円	3,996円	1,620円	216円
56～60歳 (1963.8.2～1968.8.1)	10,440円	4,600円	620円	8,352円	3,680円	496円	6,264円	2,760円	372円
61～65歳 (1958.8.2～1963.8.1)	16,285円	7,325円	1,135円	13,028円	5,860円	908円	9,771円	4,395円	681円
66～70歳 (1953.8.2～1958.8.1)	24,120円	10,575円	1,740円	19,296円	8,460円	1,392円	14,472円	6,345円	1,044円

女性									
年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円
16～20歳 (2003.8.2～2008.8.1)	615円	325円	75円	492円	260円	60円	369円	195円	45円
21～25歳 (1998.8.2～2003.8.1)	740円	375円	125円	592円	300円	100円	444円	225円	75円
26～30歳 (1993.8.2～1998.8.1)	945円	500円	160円	756円	400円	128円	567円	300円	96円
31～35歳 (1988.8.2～1993.8.1)	1,355円	725円	225円	1,084円	580円	180円	813円	435円	135円
36～40歳 (1983.8.2～1988.8.1)	2,000円	1,100円	305円	1,600円	880円	244円	1,200円	660円	183円
41～45歳 (1978.8.2～1983.8.1)	2,930円	1,825円	400円	2,344円	1,460円	320円	1,758円	1,095円	240円
46～50歳 (1973.8.2～1978.8.1)	3,700円	2,375円	500円	2,960円	1,900円	400円	2,220円	1,425円	300円
51～55歳 (1968.8.2～1973.8.1)	4,845円	3,025円	515円	3,876円	2,420円	412円	2,907円	1,815円	309円
56～60歳 (1963.8.2～1968.8.1)	5,975円	4,025円	595円	4,780円	3,220円	476円	3,585円	2,415円	357円
61～65歳 (1958.8.2～1963.8.1)	8,490円	4,775円	805円	6,792円	3,820円	644円	5,094円	2,865円	483円
66～70歳 (1953.8.2～1958.8.1)	11,220円	6,375円	905円	8,976円	5,100円	724円	6,732円	3,825円	543円

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
・65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

## つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
  - ・告知義務違反により解除となったとき
  - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
  - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
  - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
  - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
  - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
  - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
  - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ・過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- ・告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.45**

## 保障内容と保険料

保障区分	保障内容	保障額
		本人・配偶者
主契約	○所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金]（※1）	100万円
	○死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金]（※1）	
7大疾病保障特約	○所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金]（※2）	50万円
がん・上皮内新生物保障特約	○所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金]（※2）	10万円



（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。  
（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

### ◎月額保険料 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	男性			女性		
	本人・配偶者			本人・配偶者		
	100万円			100万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	100万円	50万円	10万円	100万円	50万円	10万円
16～20歳 (2003.8.2～2008.8.1)	148円	65円	13円	123円	65円	15円
21～25歳 (1998.8.2～2003.8.1)	199円	70円	13円	148円	75円	25円
26～30歳 (1993.8.2～1998.8.1)	204円	80円	14円	189円	100円	32円
31～35歳 (1988.8.2～1993.8.1)	253円	105円	16円	271円	145円	45円
36～40歳 (1983.8.2～1988.8.1)	344円	135円	20円	400円	220円	61円
41～45歳 (1978.8.2～1983.8.1)	478円	195円	30円	586円	365円	80円
46～50歳 (1973.8.2～1978.8.1)	801円	340円	47円	740円	475円	100円
51～55歳 (1968.8.2～1973.8.1)	1,332円	540円	72円	969円	605円	103円
56～60歳 (1963.8.2～1968.8.1)	2,088円	920円	124円	1,195円	805円	119円
61～65歳 (1958.8.2～1963.8.1)	3,257円	1,465円	227円	1,698円	955円	161円
66～70歳 (1953.8.2～1958.8.1)	4,824円	2,115円	348円	2,244円	1,275円	181円

・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。  
・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

# 10 短期療養給付

【保険期間】2024年1月1日(月)～2024年12月31日(火)



60歳以上の方は加入できません。

加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

短期療養給付は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

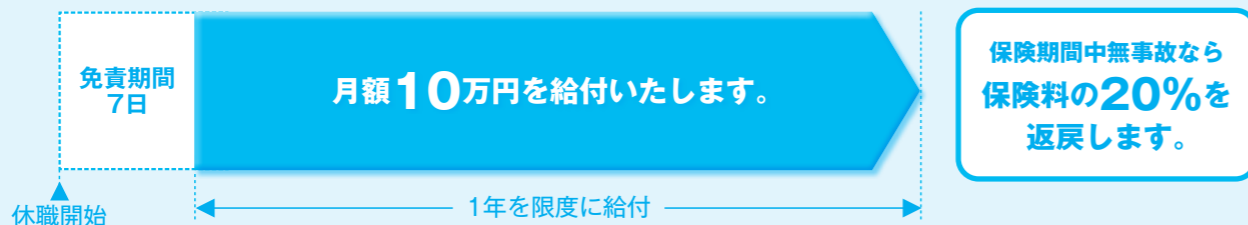
## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業不能となった場合、就業不能が継続する限り、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。
- 保険期間中に就業不能にならなかった場合、無事故戻しとして保険料の20%を返れいします。

給付のしくみ 保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで休職となった場合



## ◎月額保険料

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責期間	補償対象期間	保険金月額 5万円 (T1 コース)	保険金月額 10万円 (T2 コース)
16～19歳 (2004.1.2～2008.1.1)	7日	1年	220円	-
20～24歳 (1999.1.2～2004.1.1)			310円	-
25～29歳 (1994.1.2～1999.1.1)			350円	-
30～34歳 (1989.1.2～1994.1.1)			440円	-
35～39歳 (1984.1.2～1989.1.1)			540円	1,090円
40～44歳 (1979.1.2～1984.1.1)			680円	1,360円
45～49歳 (1974.1.2～1979.1.1)			810円	1,630円
50～54歳 (1969.1.2～1974.1.1)			940円	1,880円
55～59歳 (1964.1.2～1969.1.1)			1,010円	2,010円
60～64歳 (1959.1.2～1964.1.1)			1,060円	2,120円

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
 ・保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。  
 ※保険金月額10万円(T2コース)は35歳以上のお取り扱いとなります。

補償内容や就業不能等の詳細については、参照ページをご確認ください。 P.50

## 保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限ります。
- 保険期間開始日より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません。  
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。  
(注)したがって、保険期間開始日より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.50

## つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
  - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
  - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能
- 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能
- 頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業不能
- 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能
- 精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能
- 脱退後に開始した就業不能

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.45

# 11 長期療養収入補償制度

【保険期間】2024年1月1日(月)～2024年12月31日(火)



65歳以上の方は加入できません。

加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

長期療養収入補償制度は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

## 保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

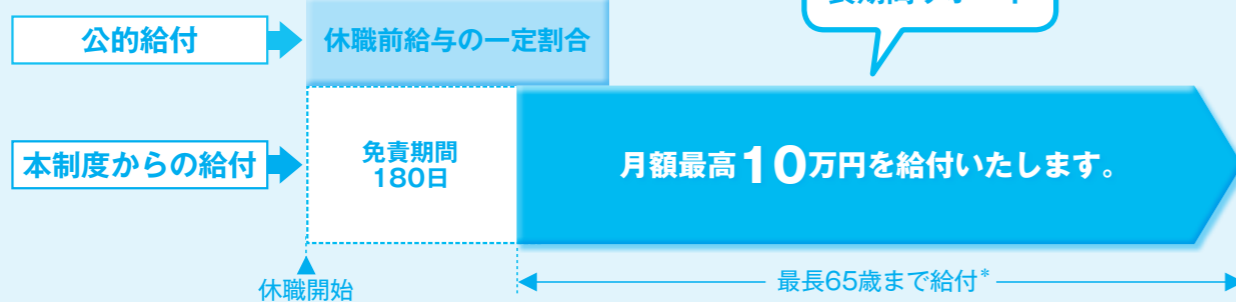
- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始日より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。(注)したがって、保険期間開始日より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.51

### 給付のしくみ 保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで長期休職となった場合



\* 55～64歳の方は3年が限度です。  
\* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

## つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
  - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
  - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害
- 精神病的障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)
- 脱退後に開始した就業障害

※この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

【厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠】に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F00～F09、F20～F99  
例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.45

## ◎月額保険料

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責期間	補償対象期間	男性		女性	
			保険金月額 10万円 (10コース)	保険金月額 20万円 (20コース)	保険金月額 10万円 (10コース)	保険金月額 20万円 (20コース)
16～24歳 (1999.1.2～2008.1.1)	180日	65歳	994円	-	653円	-
25～29歳 (1994.1.2～1999.1.1)			1,035円	-	877円	-
30～34歳 (1989.1.2～1994.1.1)			1,133円	-	1,164円	-
35～39歳 (1984.1.2～1989.1.1)			1,383円	2,766円	1,710円	3,419円
40～44歳 (1979.1.2～1984.1.1)			2,076円	4,152円	2,787円	5,575円
45～49歳 (1974.1.2～1979.1.1)			3,087円	6,174円	4,048円	8,095円
50～54歳 (1969.1.2～1974.1.1)			4,510円	9,020円	5,480円	10,961円
55～59歳 (1964.1.2～1969.1.1)			2,857円	5,714円	3,007円	6,014円
60～64歳 (1959.1.2～1964.1.1)	3年	4,854円	9,708円	4,555円	9,109円	

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。  
※保険金月額20万円(20コース)は35歳以上のお取り扱いとなります。

補償内容や就業障害等の詳細については、参照ページをご確認ください。

P.51

# 12 リビングガード

【保険期間】2024年1月1日(月)~2024年12月31日(火)



加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

リビングガードは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

補償概要・補償項目		本人	
		Lコース	Mコース
傷	傷害により、死亡した場合 〔死亡保険金〕	410万円	100万円
	傷害により、所定の後遺障害が生じた場合 (程度により) 〔後遺障害保険金〕	16.4~410万円	4~100万円
	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について) 〔入院保険金〕	日額 3,600円	日額 500円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)(状況により) 〔手術保険金〕	1.8または 3.6万円	0.25または 0.5万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度) 〔通院保険金〕	日額 2,100円	日額 300円
自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合(免責3,000円) 〔携行品損害保険金〕		10万円	10万円
他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、 日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 〔賠償責任保険金〕		10,000万円 (注)	10,000万円 (注)
レンタル用品の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合(免責3,000円以上) 〔レンタル用品賠償責任保険金〕		30万円 (注)	30万円 (注)
死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合(免責1,000円以上) 〔キャンセル費用保険金〕		10万円	10万円
被保険者の行方不明・遭難等により、 救援者費用等を負担した場合 〔救援者費用等保険金〕		200万円	200万円
月額保険料		1,130円	310円

(注)賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

- ・配偶者
- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

補償内容の詳細については、参照ページをご確認ください。 P.45

## 保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りです。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院・整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位<sup>\*</sup>を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含まれません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。  
※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りです) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りです)。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。救援者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。
- 死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.45

## つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
  - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
  - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金について
  - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によること
  - ・頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの
  - ・山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
  - ・法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.45

「急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)」について詳細は参照ページをご覧ください。 P.26

など

リビングガード

# 13 ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

## 「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	45
保険金・給付金をお支払いできない場合について	45
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	45
グループ共済 傷害給付	45
リビングガード	45
医療保障保険	47
医療費支援制度	48
重病克服支援制度	50
短期療養給付	50
長期療養収入補償制度	51
その他	52

## 高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

### 重病克服支援制度

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。  
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
  2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
  4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿、その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 視力を全く永久に失ったものとは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

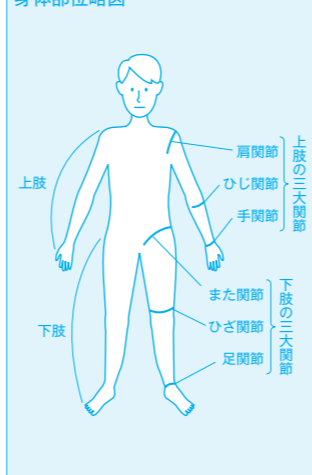
#### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位略図



## 保険金・給付金をお支払いできない場合について

### グループ共済 傷害給付・リビングガード・医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度・短期療養給付・長期療養収入補償制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
  - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由\*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
  - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
  - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
  - \*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなります。(注生命保険商品のみ)
  - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
  - ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注短期療養給付・長期療養収入補償制度を除く)、●その他上記と同等の事由があつたとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

## 保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

### グループ共済 傷害給付・リビングガード

#### 保険金・給付金のお支払いについて

下表では、グループ共済 傷害給付・リビングガードで設定された項目(保険金)の全部を記載しております。したがって、ご加入のコースによっては対象とならないものがありますので、ご加入のコースに設定されている項目(保険金)は、各制度の契約概要のページをご確認ください。

項目	お支払いする場合	お支払い内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	

死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額
後遺障害保険金	傷害により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100% *保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金(○)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) *国内示談交渉サービス付(○)
レンタル用品賠償責任保険金(○)	日本国内でレンタル業者より賃借(期間6カ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額(☆)限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度) (★)
キャンセル費用保険金	被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受ける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度) (★)
救護者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明・遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	●捜索救助費用 ●現地への交通費(2名分限度) ●現地宿泊料(2名かつ1人14日分限度) ●現地からの移送費 ●諸雑費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救護者費用等保険金額が限度) (★)

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限り、かつ、
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医療類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院・整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があつたとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位\*を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギブス・シーネ・ギブス・シャレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
- ※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限り、) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限り、)
- 既往の疾病や障害等の影響があつたと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。救護者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。
- 死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払いいただきます。
- (○)：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (○)：日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- (★)：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- (☆)：事故日時時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

## 保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故	
●告知義務違反によりご契約が解除された場合(注)	など

ご注意ください



死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害	など
携行品損害保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ぬすみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●仕事上の事故 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
レンタル用品賠償責任 保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●職務の用に供されている間の損壊・盗取 ●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など ●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取 ●レンタル用品の置き忘れ、紛失 ●山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動の用具 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
キャンセル費用保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●予約日や提供日が明確でないサービス ●職務遂行に係るサービス ●妊娠、出産、早産、流産による入院 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
救護者費用等保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による事故 ●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など

告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療保障保険		
保険金・給付金のお支払いについて		
項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

**【入院について】**入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。  
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。  
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。  
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設

(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。  
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

**【転入院または再入院された場合】**

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなします。

**【2回以上入院された場合】**

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

**【入院中に保険期間が満了した場合】**

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

**【1回の入院開始の原因が複数である場合】**

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。  
①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき  
②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

保険金・給付金のお支払いできない場合について	
次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)	
項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震・噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
死亡保険金	●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

医療費支制度		
給付金のお支払いについて		
項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

**<給付金に関するご注意>**

**【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】**

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

**【入院支援給付金について】**

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いにはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

**【外来手術給付金について】**

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

**【外来放射線治療給付金について】**

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。

- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

#### 【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
  - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
  - ・先進医療以外の評価療養のための費用
  - ・選定療養のための費用
  - ・食事療養のための費用
  - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3全てに該当していない場合はお支払対象となりません。
  1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
  2. その医療技術ごとの「適応症」
  3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療
 上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

#### 給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●その被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●その被保険者の犯罪行為によるとき</li> <li>●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき</li> <li>●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき</li> <li>●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>

- 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

#### 別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
  - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
  - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

#### 別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
  - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

#### 備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- (2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(U I C C)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

#### 別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

#### 別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

#### 重病克服支援制度

##### 保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払うこともありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。)</li> <li>●契約者の故意によるとき</li> <li>●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li> <li>●契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>

#### 短期療養給付

##### 保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業不能が、免責期間を超えて継続したとき

##### 【補償対象期間について】

就業不能が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から1年を限度として、保険金が支払われます。また、一度就業不能が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業不能となったとき、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなします。

##### 【就業不能の定義について】

就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかに該当する事由により業務に全く従事できない状態をいいます。

- (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
- (ロ)イ以外で、その身体障害につき医師の治療を受けていること

##### 【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業不能である期間1カ月について、保険金月額をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業不能開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額のお支払いとなります。

また、補償対象期間中の就業不能である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。

※初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後

に就業不能になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業不能になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

※他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

##### 【無事故戻しについて】

保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返れい金としてお支払いいただいた保険料の20%を保険契約者にお返しします。

ただし、無事故戻し返れい金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返れい金を精算させていただきます。

##### 【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限ります。

●保険期間開始日より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません。  
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。  
(注)したがって、保険期間開始日より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。

## 保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のいずれかに該当する就業不能については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能</li> <li>●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業不能</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能</li> <li>●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業不能</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業不能</li> <li>●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能</li> <li>●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</li> <li>●脱退後に開始した就業不能</li> </ul>

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

## 長期療養収入補償制度

### 保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定就業障害が、免責期間を超えて継続したとき

### 補償対象期間について

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(181日目)	満65歳に達した日*
満55歳以上の方		3年を限度**

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

### 就業障害の定義について

就業障害とは、下記の状態をいいます。

1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
  - (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
  - (ロ)イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
  - (ハ)イ)ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

### お支払いする保険金の額について

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります\*。また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

\*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
  - ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- \*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

### 保険金のお支払いに関する注意について

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始日より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません注。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。

## 保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害</li> <li>●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害</li> <li>●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害</li> <li>●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害</li> <li>●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害</li> <li>●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)</li> <li>●脱退後に開始した就業障害</li> </ul>

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

〔厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 | C D - 10(2003年版)準拠〕に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害  
F00~F09、F20~F99  
例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

## その他

### 補償の重複について

#### リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。注)

注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

#### 【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
所得補償保険 団体長期障害所得補償保険		所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

### リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

#### 重病克服支援制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

#### 医療費支援制度

- 給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情注があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。
  1. 被保険者の戸籍上の配偶者
  2. 被保険者の直系血族
  3. 被保険者の兄弟姉妹
  4. 被保険者の3親等内の親族
- 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。
  - A. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
  - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)
- お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
  - \*給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
  - \*給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

#### 重病克服支援制度

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。
  1. 被保険者の戸籍上の配偶者
  2. 被保険者の直系血族
  3. 被保険者の兄弟姉妹
  4. 被保険者の3親等内の親族
- 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
  - A. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
  - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
- \*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

【注意】

\* 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

● 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

● お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

● 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

● ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

● 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

● 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

● 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

#### グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

※ 代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

#### 保険金・給付金のご請求について

##### 医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

#### グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

事故が発生したときは、事故の発生の日曜日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

【注】下線部分について

【長期療養収入補償制度】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」

【短期療養給付】の場合は「就業不能が開始したときは、就業不能の開始の日」

となります。

#### 社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

#### 告知の大切さに関するご案内について

##### 短期療養給付・長期療養収入補償制度

告知の大切さについて、ご確認ください。

● 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されると保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出いただく義務(告知義務)があります。

● ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

● 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時<sup>※</sup>からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時<sup>※</sup>から1年を経過していても、保険期間開始時<sup>※</sup>からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。

※ 継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱いします。

● ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

● ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。また、告知内容についてご確認ください。

● 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。

● 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。

● 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。

#### 保険契約の解除について

##### グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業障害、就業不能を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

#### ご照会・ご相談窓口について

##### 医療保障保険・医療費支援制度・重病克服支援制度

【ご照会・ご相談窓口】

● 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

● この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

● 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス[https://www.seiho.or.jp/])

● なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

#### グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/)

#### 保護機構について

● 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス[https://www.seihohogo.jp/]をご覧ください。

【グループ共済 傷害給付・リビングガード】

● 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。

【短期療養給付・長期療養収入補償制度】

● 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

#### 取扱代理店

##### グループ共済 傷害給付・リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度

広島県教育用品(株)

電話番号：082-262-5785

明治安田生命保険相互会社

電話番号：082-247-6987

# 14 重病克服支援制度の年金受取について

保険金を療養費として年金受取にすることが可能です。受取方法を柔軟に選択できます。

本人・配偶者	保険金額 (全額一時金の場合)	年金受取 プラン	受取イメージ(例)					
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
	500万円	5年受取 プラン	一時金 100万円	年金月額 約8.4万円 × 12カ月	年金月額 約8.4万円 × 12カ月	年金月額 約8.4万円 × 12カ月	年金月額 約8.4万円 × 12カ月	年金原資 (400万円)
	400万円	4年受取 プラン	一時金 100万円	年金月額 約8.3万円 × 12カ月	年金月額 約8.3万円 × 12カ月	年金月額 約8.3万円 × 12カ月	年金月額 約8.3万円 × 12カ月	年金原資 (300万円)
	300万円	3年受取 プラン	一時金 100万円	年金月額 約8.3万円 × 12カ月	年金月額 約8.3万円 × 12カ月	年金月額 約8.3万円 × 12カ月	年金原資 (200万円)	

●従来どおり、各コースとも一時金受取が可能です。  
※年金額は、「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. 年金のお支払い	●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5. 年金払の対象となる保険金	●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

# 15 各制度の退職後のお取り扱いについて

## 退職後のコースの特徴

詳細は退職時に配布される資料をご確認ください。

**Point1** ご退職後も自動継続(※)で保障を継続できます。(また、内容変更(減額)も可能です。)

※リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度は退職後継続できません。  
※継続を希望されない場合(退職と同時に脱退)は別途、退職時に配布される退職後継続希望確認書にてお手続きが必要です。  
※定年退職以外(早期退職等)で退職後のコース継続希望の場合は2024年1月末までに学校生協へお申し出ください。お申し出がない場合は保険料控除ができませんので2024年3月末日で脱退となります。  
※配偶者も所定の年齢まで継続できます。

**Point2** お手続きが簡単です。(退職時に配布される継続意思確認書をご提出ください)

※継続にあたって保険料控除のための生協口座の登録が必要です。  
また、登録済みの方でも直近13ヵ月以内にご利用がない場合は再度登録が必要ですので自動振替依頼書をご提出ください。

## ●退職者専用コース

2013年3月末までに退職された方のみが継続加入できるコースです。

### グループ共済 退職後のコース(既加入者専用コース)

現在、退職者専用コースに既にご加入の方のみ継続できるコースです。

コース	グループ共済(生命保険部分)					グループ共済(損害保険部分)		
	死亡・高度障害保険金(年金原資)	上乗せ給付【不慮の事故の場合】				傷害給付		
		不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡	不慮の事故による高度障害	不慮の事故による身体障害(程度により)	不慮の事故による5日以上の入院(120日を限度として)	不慮の事故の場合(初日から給付)		
		災害保険金	障害給付金(給付割合表第1級)	障害給付金(給付割合表第2級~第6級)	入院給付金	通院保険金(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日限度)	入院保険金(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について)	手術保険金
500万円	500万円	125万円	125万円	12~87万円	1日につき1,875円	1日につき2,000円	1日につき4,000円	手術の状況に応じて入院保険金日額の5~10倍(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)
300万円	300万円	75万円	75万円	7~52万円	1,125円			

ご退職者専用の保険料 グループ共済・グループ共済傷害給付 月額保険料 (単位:円) ※( )内は生命保険部分の保険料。損害保険部分の保険料は630円です。

年齢区分	500万円		300万円		年齢区分	500万円		300万円	
	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性
46歳~50歳	1,958 (1,328)	1,668 (1,038)	1,427 (797)	1,253 (623)	71歳	8,118 (7,488)	4,378 (3,748)	5,123 (4,493)	2,879 (2,249)
51歳~55歳	2,493 (1,863)	1,978 (1,348)	1,748 (1,118)	1,439 (809)	72歳	8,898 (8,268)	4,788 (4,158)	5,591 (4,961)	3,125 (2,495)
56歳~60歳	3,253 (2,623)	2,298 (1,668)	2,204 (1,574)	1,631 (1,001)	73歳	9,803 (9,173)	5,268 (4,638)	6,134 (5,504)	3,413 (2,783)
61歳~65歳	4,563 (3,933)	2,793 (2,163)	2,990 (2,360)	1,928 (1,298)	74歳	10,853 (10,223)	5,798 (5,168)	6,764 (6,134)	3,731 (3,101)
66歳~70歳	6,388 (5,758)	3,493 (2,863)	4,085 (3,455)	2,348 (1,718)	75歳	12,093 (11,463)	6,373 (5,743)	7,508 (6,878)	4,076 (3,446)

### 医療保障保険 退職後のコース(既加入者専用コース)

69歳まで継続可

退職者専用のコース

現在、加入入院給付金日額以下で入院給付金日額 **5,000円 4,000円 3,000円** の3つのコースからお選びいただけます。

医療保障保険 月額保険料 (単位:円)

年齢区分	入院給付金日額			年齢区分	入院給付金日額		
	5,000円	4,000円	3,000円		5,000円	4,000円	3,000円
45歳~49歳	2,009	1,616	1,223	60歳~64歳	4,459	3,594	2,729
50歳~54歳	2,553	2,054	1,555	65歳~69歳	6,404	5,165	3,926
55歳~59歳	3,282	2,643	2,004				

※保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合には初回に遡って算出します。  
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例)保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

重病克服支援制度の年金受取について/各制度の退職後のお取り扱いについて

## グループ共済 退職後のコース 保険料

退職の翌年1月(退職後、初めて迎える更新日)からの月額保険料は以下の通りとなります。保障内容は原則、現職時と同内容となりますので、詳細は本パンフレットの該当ページをご覧ください。

### ご退職者専用の保険料 グループ共済・グループ共済傷害給付 月額保険料

※( )内は生命保険部分の保険料。損害保険部分の保険料は630円です。

(単位:円)

加入コース	性別	払方	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
A	男性	月額	15,530 (14,900)	21,610 (20,980)							
	女性	月額	11,410 (10,780)	13,970 (13,340)							
B	男性	月額	15,530 (14,900)	21,610 (20,980)							
	女性	月額	11,410 (10,780)	13,970 (13,340)							
C (C1)	男性	月額	14,040 (13,410)	19,512 (18,882)							
	女性	月額	10,332 (9,702)	12,636 (12,006)							
D (D1)	男性	月額	12,738 (12,108)	17,678 (17,048)							
	女性	月額	9,390 (8,760)	11,470 (10,840)							
D (D2)	男性	月額	12,738 (12,108)	17,678 (17,048)							
	女性	月額	9,390 (8,760)	11,470 (10,840)							
D (D3)	男性	月額	12,738 (12,108)	17,678 (17,048)							
	女性	月額	9,390 (8,760)	11,470 (10,840)							
E (E1)	男性	月額	10,315 (9,685)	14,267 (13,637)	21,079 (20,449)	30,569 (29,939)					
	女性	月額	7,637 (7,007)	9,301 (8,671)	11,875 (11,245)	15,515 (14,885)					
F (F1)	男性	月額	7,895 (7,265)	10,859 (10,229)	15,968 (15,338)	23,085 (22,455)					
	女性	月額	5,886 (5,256)	7,134 (6,504)	9,065 (8,435)	11,795 (11,165)					
G (G1)	男性	月額	5,473 (4,843)	7,449 (6,819)	10,855 (10,225)	15,600 (14,970)	20,098 (19,468)	22,126 (21,496)	24,479 (23,849)	27,209 (26,579)	30,433 (29,803)
	女性	月額	4,134 (3,504)	4,966 (4,336)	6,253 (5,623)	8,073 (7,443)	10,374 (9,744)	11,440 (10,810)	12,688 (12,058)	14,066 (13,436)	15,561 (14,931)
H (H1)	男性	月額	3,053 (2,423)	4,041 (3,411)	5,744 (5,114)	8,116 (7,486)	10,365 (9,735)	11,379 (10,749)	12,556 (11,926)	13,921 (13,291)	15,533 (14,903)
	女性	月額	2,383 (1,753)	2,799 (2,169)	3,443 (2,813)	4,353 (3,723)	5,503 (4,873)	6,036 (5,406)	6,660 (6,030)	7,349 (6,719)	8,097 (7,467)
I	男性	月額	2,791 (2,161)	3,673 (3,043)	5,192 (4,562)	7,309 (6,679)	9,316 (8,686)	10,221 (9,591)	11,271 (10,641)	12,489 (11,859)	13,927 (13,297)
	女性	月額	2,194 (1,564)	2,565 (1,935)	3,139 (2,509)	3,951 (3,321)	4,978 (4,348)	5,453 (4,823)	6,010 (5,380)	6,625 (5,995)	7,292 (6,662)
J	男性	月額	1,375 (745)	1,679 (1,049)	2,203 (1,573)	2,933 (2,303)	3,625 (2,995)	3,937 (3,307)	4,299 (3,669)	4,719 (4,089)	5,215 (4,585)
	女性	月額	1,169 (539)	1,297 (667)	1,495 (865)	1,775 (1,145)	2,129 (1,499)	2,293 (1,663)	2,485 (1,855)	2,697 (2,067)	2,927 (2,297)
Z	男性	月額	1,003 (373)	1,155 (525)	1,417 (787)	1,782 (1,152)	2,128 (1,498)	2,284 (1,654)	2,465 (1,835)	2,675 (2,045)	2,923 (2,293)
	女性	月額	900 (270)	964 (334)	1,063 (433)	1,203 (573)	1,380 (750)	1,462 (832)	1,558 (928)	1,664 (1,034)	1,779 (1,149)
2,000万円	男性	月額	8,080 (7,450)	11,120 (10,490)	16,360 (15,730)	23,660 (23,030)					
	女性	月額	6,020 (5,390)	7,300 (6,670)	9,280 (8,650)	12,080 (11,450)					
1,500万円	男性	月額	6,218 (5,588)	8,498 (7,868)	12,428 (11,798)	17,903 (17,273)					
	女性	月額	4,673 (4,043)	5,633 (5,003)	7,118 (6,488)	9,218 (8,588)					
1,000万円	男性	月額	4,355 (3,725)	5,875 (5,245)	8,495 (7,865)	12,145 (11,515)	15,605 (14,975)	17,165 (16,535)	18,975 (18,345)	21,075 (20,445)	23,555 (22,925)
	女性	月額	3,325 (2,695)	3,965 (3,335)	4,955 (4,325)	6,355 (5,725)	8,125 (7,495)	8,945 (8,315)	9,905 (9,275)	10,965 (10,335)	12,115 (11,485)
800万円	男性	月額	3,610 (2,980)	4,826 (4,196)	6,922 (6,292)	9,842 (9,212)	12,610 (11,980)	13,858 (13,228)	15,306 (14,676)	16,986 (16,356)	18,970 (18,340)
	女性	月額	2,786 (2,156)	3,298 (2,668)	4,090 (3,460)	5,210 (4,580)	6,626 (5,996)	7,282 (6,652)	8,050 (7,420)	8,898 (8,268)	9,818 (9,188)
650万円	男性	月額	3,053 (2,423)	4,041 (3,411)	5,744 (5,114)	8,116 (7,486)	10,365 (9,735)	11,379 (10,749)	12,556 (11,926)	13,921 (13,291)	15,533 (14,903)
	女性	月額	2,383 (1,753)	2,799 (2,169)	3,443 (2,813)	4,353 (3,723)	5,503 (4,873)	6,036 (5,406)	6,660 (6,030)	7,349 (6,719)	8,097 (7,467)
580万円	男性	月額	2,791 (2,161)	3,673 (3,043)	5,192 (4,562)	7,309 (6,679)	9,316 (8,686)	10,221 (9,591)	11,271 (10,641)	12,489 (11,859)	13,927 (13,297)
	女性	月額	2,194 (1,564)	2,565 (1,935)	3,139 (2,509)	3,951 (3,321)	4,978 (4,348)	5,453 (4,823)	6,010 (5,380)	6,625 (5,995)	7,292 (6,662)
200万円	男性	月額	1,375 (745)	1,679 (1,049)	2,203 (1,573)	2,933 (2,303)	3,625 (2,995)	3,937 (3,307)	4,299 (3,669)	4,719 (4,089)	5,215 (4,585)
	女性	月額	1,169 (539)	1,297 (667)	1,495 (865)	1,775 (1,145)	2,129 (1,499)	2,293 (1,663)	2,485 (1,855)	2,697 (2,067)	2,927 (2,297)

※A~Zコースの方の保険料は月額部分だけの控除となります。( )内のC1~H1コースの方はボーナス月の保険料も必要です。  
 ※生命保険部分の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3か月以内に算出し概算保険料と異なった場合には初回に遡って算出します。  
 ※本制度は主契約(団体定期保険)と特約(災害保障特約・半年払保険料併用特約・年金払特約・こども特約・こども災害保障特約)および普通傷害保険をセットしたものです。  
 ※本制度は本人と配偶者がセットで加入するもので、配偶者のみの加入はできません。※ボーナス給付のみは加入はできません。  
 ※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に退避となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に退避となります。  
 ※配偶者については、主契約保険金額・災害保障特約保険金額それぞれについて本人と同額またはそれ以下の保険金額でお申込ください。  
 ※配偶者、こども特約、災害保障特約、こども災害保障特約の保険料は月払のみです。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の歳数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例) 保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。  
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 ※上記組合員本人、配偶者の月額保険料には傷害給付(損害保険部分)の保険料630円が含まれています。( )は生命保険部分のみの保険料です。  
 ※記載の損害保険部分の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。  
 ※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。  
 ※半年単位の契約当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。  
 ※上記以外の年齢に該当する方は保険会社までお問い合わせください。

## 医療保障保険 退職後のコース

退職後(2024年1月より)69歳まで継続可

- ◆退職日直前「医療保障保険」に加入されている場合、無診査・無告知で継続することができます。
- ◆退職後も引き続き、病気やケガで入院した場合、継続した2日以上入院で1日目より入院給付金を日額給付 ※詳細はパンフレットをご覧ください。

### 退職後のコース

退職日直前の加入入院給付金額以下で入院給付金日額 **8,000円 5,000円 3,000円** の3つのコースからお選びいただけます。

### 医療保障保険 月額保険料 (単位:円)

年齢区分	入院給付金日額		
	8,000円	5,000円	3,000円
45歳~49歳	3,188	2,009	1,223
50歳~54歳	4,050	2,553	1,555
55歳~59歳	5,199	3,282	2,004
60歳~64歳	7,054	4,459	2,729
65歳~69歳	10,121	6,404	3,926

## 医療費支援制度 退職後のコース

退職後(2024年1月より)75歳まで継続可

- ◆退職日直前「医療費支援制度」に加入されている場合、無診査・無告知で継続することができます。
- ◆退職後も引き続き、病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、先進医療による療養を受けた場合にそれぞれ給付金を給付 ※詳細はパンフレットをご覧ください。

### 退職後のコース

退職日直前の加入支援給付金額以下で支援給付金額 **5万円 2.5万円** の2つのコースからお選びいただけます。

### 医療費支援制度 月額保険料 (単位:円)

年齢区分	支援給付金額(コース)				年齢区分	支援給付金額(コース)			
	5万円コース		2.5万円コース			5万円コース		2.5万円コース	
	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性
45歳~49歳	963	993	518	533	71歳	3,098	2,433	1,586	1,253
50歳~54歳	1,238	1,108	656	591	72歳	3,228	2,548	1,651	1,311
55歳~59歳	1,673	1,288	873	681	73歳	3,363	2,663	1,718	1,368
60歳~64歳	2,298	1,593	1,186	833	74歳	3,518	2,788	1,796	1,431
65歳~69歳	2,708	1,998	1,391	1,036	75歳	3,673	2,913	1,873	1,493
70歳	2,983	2,318	1,528	1,196					

## 重病克服支援制度 退職後のコース

退職後(2024年2月より)70歳まで継続可

- ◆退職日直前「重病克服支援制度」に加入されている場合、無診査・無告知で継続することができます。
- ◆退職後も引き続き、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき一時金または年金を給付 ※詳細はパンフレットをご覧ください。

### 退職後のコース

退職日直前の加入保険金額以下で **500万円 400万円 300万円 100万円** の4つのコースからお選びいただけます。

### 重病克服支援制度 月額保険料 (単位:円)

年齢区分	男性															
	500万円				400万円				300万円				100万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計
46歳~50歳	4,005	1,700	235	5,940	3,204	1,360	188	4,752	2,403	1,020	141	3,564	801	340	47	1,188
51歳~55歳	6,660	2,700	360	9,720	5,328	2,160	288	7,776	3,996	1,620	216	5,832	1,332	540	72	1,944
56歳~60歳	10,440	4,600	620	15,660	8,352	3,680	496	12,528	6,264	2,760	372	9,396	2,088	920	124	3,132
61歳~65歳	16,285	7,325	1,135	24,745	13,028	5,860	908	19,796	9,771	4,395	681	14,847	3,257	1,465	227	4,949
66歳~70歳	24,120	10,575	1,740	36,435	19,296	8,460	1,392	29,148	14,472	6,345	1,044	21,861	4,824	2,115	348	7,287
年齢区分	女性															
	500万円				400万円				300万円				100万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計
46歳~50歳	3,700	2,375	500	6,575	2,960	1,900	400	5,260	2,220	1,425	300	3,945	740	475	100	1,315
51歳~55歳	4,845	3,025	515	8,385	3,876	2,420	412	6,708	2,907	1,815	309	5,031	969	605	103	1,677
56歳~60歳	5,975	4,025	595	10,595	4,780	3,220	476	8,476	3,585	2,415	357	6,357	1,195	805	119	2,119
61歳~65歳	8,490	4,775	805	14,070	6,792	3,820	644	11,256	5,094	2,865	483	8,442	1,698	955	161	2,814
66歳~70歳	11,220	6,375	905	18,500	8,976	5,100	724	14,800	6,732	3,825	543	11,100	2,244	1,275	181	3,700

※保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3か月以内に算出し概算保険料と異なった場合には初回に遡って算出します。  
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の歳数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例) 保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。  
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 (例) 保険年齢40歳=2024年2月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。  
 ※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。  
 ※退職前に職場を訪問し継続の意思確認を行います。その際に継続する制度の選択ができます。

各制度の退職後のお取り扱いについて

## 退職後継続可能年齢について

※年齢は保険年齢です。

加入コース	全額一時金で受取った場合 死亡・高度障害保険金 (年金原資)	年齢																								
		51~60歳									61~70歳									71~75歳						
		51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
A	4,000 万円	60歳まで継続可能									継続加入できません															
B	4,000																									
C(C1)	3,600(4,000)																									
D(D1)	3,250(4,000)																									
D(D2)	3,250(4,350)																									
D(D3)	3,250(4,700)																									
E(E1)	2,600(3,350)																									
F(F1)	1,950(2,700)	70歳まで継続可能																		継続加入できません						
G(G1)	1,300(2,050)																									
H(H1)	650(1,050)																									
I	580																									
J	200																									
Z	100																									

加入コース	円	年齢																								
		51~60歳									61~70歳									71~75歳						
		51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
8,000																										
5,000		69歳まで継続可能																		継続加入できません						
3,000																										

加入コース	万円	年齢																								
		51~60歳									61~70歳									71~75歳						
		51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
5																										
2.5																										

加入コース	万円	年齢																								
		51~60歳									61~70歳									71~75歳						
		51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
500		70歳まで継続可能																		継続加入できません						
400																										
300		新規加入できません									70歳まで継続可能															
100																										

制度のイメージ		※退職後医療保障制度と退職後重病克服支援制度について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。					
生存給付	在職中	退職後					
	医療保障保険	退職後のコース	69歳※1	70歳※2	退職後医療保障制度(70歳満了・80歳満了)	69歳※1・79歳※1	70歳※2・80歳※2
	医療費支援制度	退職後のコース	75歳※1	76歳※2			
	重病克服支援制度	退職後のコース	70歳※1	71歳※2	退職後重病克服支援制度	79歳※1	80歳※2
	グループ共済 傷害給付	退職後のコース	74歳※1	75歳※2			
リビングガード 短期療養給付	退職後は継続できません。						
長期療養収入補償制度							
死亡高度障害給付	グループ共済	退職後のコース	75歳※1	76歳※2	※1 継続最高(可能)保険年齢 ※2 満了時保険年齢		

※医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度、グループ共済 傷害給付、グループ共済の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。  
 ※退職後医療保障制度、退職後重病克服支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

## 退職後継続制度お手続きの流れ(1年の流れ)

翌年6~7月

8月初旬

申込書締切日

確認

現在のご加入内容(保障額)のまま2024年12月31日(重病克服支援制度は翌年1月31日まで)まで継続  
健康告知・医師の診査等は不要です。不安のある方もご安心して継続いただけます。

グループ共済のご案内資料(パンフレット・申込書等)を郵送  
退職者の方には、別途パンフレットを送付しますのでご確認ください。

6月中旬から7月初旬にご自宅へ郵送されたグループ共済のご案内資料(パンフレット・申込書等)をご確認のうえ、加入内容等変更となる場合は必要事項をご記入いただき、学校生協宛に郵送ください(退職後の新規加入、増額は引き受けできません。)

不明な点がある場合は、学校生協までご連絡くださいますようお願いいたします。  
※生命保険料控除証明書・加入通知書につきましてはご自宅に発送となります。

翌々年1月1日より、翌年6~8月にお手続きいただいた内容の責任開始  
※翌々年1月1日より、退職後のコースにて制度がスタートいたします。ただし、重病克服支援制度退職後のコースにつきましては、翌々年2月1日より制度がスタートいたします。  
※配当金につきましては、3月分の利用金額と相殺いたします。(現職時と同様)相殺できない場合は、3月末に送金いたします。  
※重病克服支援制度、グループ共済 傷害給付に配当金はありません。

- 退職後継続できる制度…グループ共済、グループ共済 傷害給付、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度
  - 退職後継続できない制度…リビングガード、短期療養給付、長期療養収入補償制度
- ※退職後、グループ共済をご継続いただいた場合は事務手数料として80円を月額保険料に上乗せさせていただきます(退職後に初めて迎える更新月からの上乗せとなります)。

## グループ共済 説明希望票

お問合せいただいた方には、訪問もしくはお電話をさせていただきます。

1 以下のいずれかに○をつけてください。

<input type="radio"/>	説明を聞きたい。
<input type="radio"/>	加入を検討している。

2 連絡先等をご記入ください。

所属名	
名前	フリガナ ( )
連絡先	勤務先・携帯・自宅・その他 ( ) 電話番号 ( )

下記の【個人情報のお取扱いについて】に同意いたします。

3 明治安田生命(引受会社)までFAXお願いします。

FAX番号：082-242-2712  
番号はお間違いなく!!

※制度内容等詳細については、パンフレットをご覧ください。  
 ※当用紙は「申込書」ではありません。  
 【個人情報のお取扱いについて】  
 本説明希望票に記載の個人情報は、保険制度運営等のために、広島県学校生活協同組合および生命保険会社の事務幹事会社の間で相互提供いたします。  
 【個人情報の利用目的】  
 本説明希望票に記載の個人情報については、広島県学校生活協同組合および広島県学校生活協同組合が保険契約を締結する生命保険会社が以下の目的で使用いたします。  
 生命保険会社の事務幹事会社(明治安田生命保険相互会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。  
 広島県学校生活協同組合 生命保険会社

- 本保険の加入案内
- 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- 子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

# 16 申込書記入例

## 1 枚目

## 2 枚目

- 記入例にそって、もれなく①～⑦に従ってご記入・チェック・押印ください。
- お申し込み内容に修正がある場合は、該当箇所を二重線にて抹消し、訂正内容をご記入・チェックのうえ、必ず訂正印を押印願います。
- ご記入・チェックは、黒のボールペン(消せるボールペンは不可)をご使用ください。

### ①団体情報欄

- 印字されている場合、内容に誤りが無いか確認してください。

### ②被保険者名、性別、生年月日欄

- 印字されていない場合、必ず必要事項を記入・チェックしてください。
- 印字されている場合は、被保険者名(カナ)、性別、生年月日に誤りが無いか確認してください。

### ③お申し込み欄

- 申込欄記入方法①(本人おすすめ部分)
  - ・記載のベストプラン、ベタープランは、加入内容を参考に設定したおすすめであり固有のコース名ではありません。
  - ・ご希望のプランをいずれか一つ選択し記入・チェックしてください。なお、同内容で継続する際は現在加入プランに記入・チェックしてください。
  - ・自由選択プラン、退職者プラン：希望するコース等を記入してください。
  - ・加入希望なしの際は「加入しない」にチェックしてください。
- 申込欄記入方法②(上記①以外の本人・配偶者・子ども)
  - ・申込書提出の際は、すべての商品について洩れなく(加入希望なしの際は「加入しない」に)記入・チェックしてください。なお、同内容で継続する際は現在加入欄と同一のコース・金額・口数に記入・チェックしてください。
  - 配偶者も加入する際は、本人と同様に記入・チェックしてください。
  - 遺児育英年金制度に加入する際は、受取人となるお父さまのお名前をカタカナでご記入ください。

### ④死亡保険金受取人欄

- 新規で指定、または変更する場合のみ、受取人コードまたは個人名(カナ)を記入してください。
- 死亡保険金受取人は、配偶者および2親等以内の血族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のなかからご指定をお願いします。

### ⑤指定代理請求者指定欄

- 新規で指定、または変更する場合のみ、続柄コードおよび個人名(カナ)を記入してください。

### ⑥健康づくりサポート住所等記入欄

- 加入の場合は住所、TEL等を記入してください。

### ⑦申込日(告知日)

- 必ず記入してください。

### 確認印兼申込印兼告知印

- 印鑑は、はっきりと押印してください。
- ※減額・脱退・その他変更の場合も必ず申込日を記入し、申込印を押印ください。



## 個人情報に関するご注意

### 契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

#### ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

### 【医療保障保険・医療費支援制度】

## 「医療保障保険契約内容登録制度」について～あなたのご契約内容が登録されます～

明治安田生命保険相互会社(以下、「明治安田生命」といいます。)は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされず登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

- 【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))  
 (3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額  
 (5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名  
 (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

## お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

## お問い合わせ先

### ◎制度内容に関するお問い合わせ

広島県学校生活協同組合  
**0120-64-3312**

〒732-0052 広島市東区光町2-8-32 エコード広島2F

### ◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部法人営業部  
**082-247-6987**

〒730-0035 広島県広島市中区本通6-1-1 明治安田生命広島本通ビル9階  
 受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)  
 受付時間 9:00～17:00まで